



第2次 にしろる定住自立圏共生ビジョン

平成30年3月

小林市・えびの市・高原町

目 次

第1章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項	1
1 定住自立圏の名称	1
2 定住自立圏の構成市町	1
3 共生ビジョンの目的・役割	1
4 共生ビジョンの期間	1
第2章 圏域の概況	2
1 定住自立圏のこれまでの取組	2
2 圏域構成市町の概況	3
第3章 圏域の将来像	13
1 圏域の将来像	13
2 圏域の目標人口	13
3 圏域の課題と対応策（取組の方向性）	16
第4章 具体的な取組内容	27
1 具体的な取組内容の体系図	27
2 具体的な取組内容	29
資料	77
1 にしもろ定住自立圏共生ビジョン策定経過	79
2 にしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱	81
3 「にしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会」委員名簿	83
4 にしもろ定住自立圏形成推進協議会規約	84
5 にしもろ定住自立圏構想推進首長・議長会会則	87
6 中心市宣言	88
7 定住自立圏形成協定書（小林市・えびの市）	89
8 定住自立圏形成変更協定書（小林市・えびの市）	91
9 定住自立圏形成協定書（小林市・高原町）	99
10 定住自立圏形成変更協定書（小林市・高原町）	101

本 編

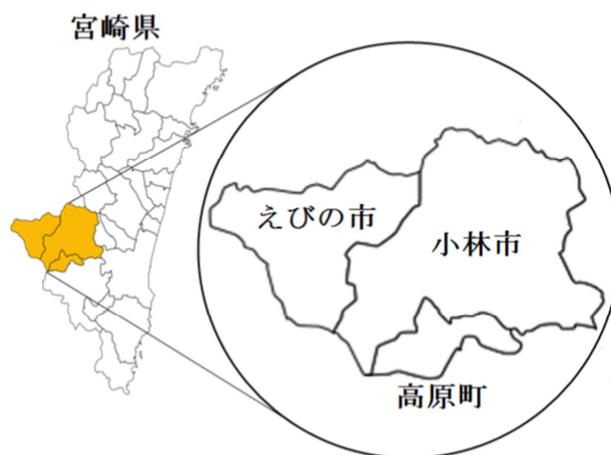
第1章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項

1 定住自立圏の名称

にしもろ定住自立圏

2 定住自立圏の構成市町

小林市・えびの市・高原町



3 共生ビジョンの目的・役割

定住自立圏構想は、生活に必要な都市機能を擁する中心市とその中心市が行った中心市宣言に賛同した連携市町村で形成される定住自立圏において、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市と連携市町村が相互に連携と協力を行うことにより、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

本ビジョンは、安心・快適に暮らせる定住自立圏の形成に向けて、中・長期的な視点から、にしもろ定住自立圏がめざす将来像を定めるとともに、その実現のために必要な具体的取組を示すものです。

4 共生ビジョンの期間

本ビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

なお、毎年度所要の変更を行うものとします。

第2章 圏域の概況

1 定住自立圏のこれまでの取組

《中心市宣言》

小林市では、平成23年5月からえびの市及び高原町との間で連携の可能性等について協議を進め、平成24年3月16日に圏域の中心的な役割を担う意思を有することを明らかにする「中心市宣言」を行いました。

《定住自立圏形成協定》

平成24年4月に圏域市町で構成する小林・えびの・高原定住自立圏形成推進協議会を設置し、連携する項目等について検討・協議を行い、各市町議会での議決を経て、平成24年10月1日に小林・えびの・高原定住自立圏形成協定合同調印式を実施し、定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。

その後、にしもろ定住自立圏形成推進協議会に名称を変更しました。

にしもろ定住自立圏共生ビジョンの計画期間の5年が経過する平成29年に本協定書に規定している連携する項目等について見直しを行いました。同年12月に連携する項目等の変更について、各市町議会での議決を経て、平成29年12月27日に定住自立圏形成変更協定を締結しました。

2 圏域構成市町の概況

(1) 構成市町の地勢・沿革

①小林市

小林市は、平成 18 年 3 月に旧小林市と旧須木村が合併して誕生し、平成 22 年 3 月に野尻町と合併し現在に至っています。南九州の中央部及び宮崎県の南西部に位置しており、人口 45,177 人（平成 29 年 9 月 1 日現在）、面積 562.95 km²の都市です。

地形的には、霧島山系を代表する名峰韓国岳や高千穂峰、これらを源とする豊富な湧水やジオサイト、緑豊かな高原と湖、清らかな溪流美を誇る河川とその流域に広がる優良農地など豊かな自然に恵まれており、未来に残すべき美しい自然景観を有しています。

産業は、伝統的に農業を中心に発展してきました。日本一と評価の高い肉用牛などの畜産のほか、米、野菜などを生産し、南九州の食料基地としての役割を担うとともにキンカン、ブドウ、梨、メロン、完熟マンゴー、栗、ゆずなどの多様な特産物を産出しています。

また、霧島山や生駒高原、出の山公園、三之宮峡、すきむらんど、のじりこびあなどの観光地、農山村としての景観や湯量が豊富な温泉等、多様な交流を促進する資源が多彩な都市です。



②えびの市

えびの市は、昭和 41 年に飯野町、加久藤町、真幸町の 3 町合併によりえびの町として誕生し、昭和 45 年に市制を施行し現在に至っています。

位置的には、宮崎県、熊本県、鹿児島県 3 県の県境、宮崎県の最西端にあり、人口 18,794 人（平成 29 年 9 月 1 日現在）、総面積 282.93 km²の都市です。

地形的には、北部の矢岳高原、南部のえびの高原や韓国岳など、多くの山々や高原に囲まれています。中央部の盆地は約 34 万年前の大噴火でできた加久藤カルデラにより形成されており、のどかな田園地帯の中を県内では唯一西流する川内川が悠然と流れています。

豊かな自然を生かした農業が基幹産業であり、中でも質・量ともに県内一を誇る米の産地となっています。さらに施設園芸や露地野菜など、立地条件を生かしたさまざまな農業が営まれています。また、農業と並ぶ基幹産業である畜

産業は、日本一の栄誉に輝いた宮崎牛をはじめとして、南九州における一大産地として発展しています。

さらに、日本ジオパークに認定されている霧島ジオパーク内にあるえびの高原をはじめ、県内随一の温泉郷である京町温泉やクルソン峡などの魅力ある資源を数多く有している都市です。



③高原町

高原町は、昭和9年10月5日に町制を施行し、人口9,006人（平成29年9月1日現在）、面積は85.38km²の町です。県の南西部に位置しており、地形は、霧島火山の影響により起伏が多く、可住地の大半を占める平野部の標高は約179～230mの高台に位置します。

高千穂峰や矢岳など緑豊かな山々や火口湖として有名な御池、その周辺の野鳥の森、そして霧島山から豊富な水が大小河川として流れていることから、水と緑に富んだ自然豊かな町としても知られています。

特に、高千穂峰は日本最古の歴史書とされる「古事記」における「天孫降臨」の舞台といわれるほか、「日本書紀」に記された神武天皇ご生誕の地といわれています。

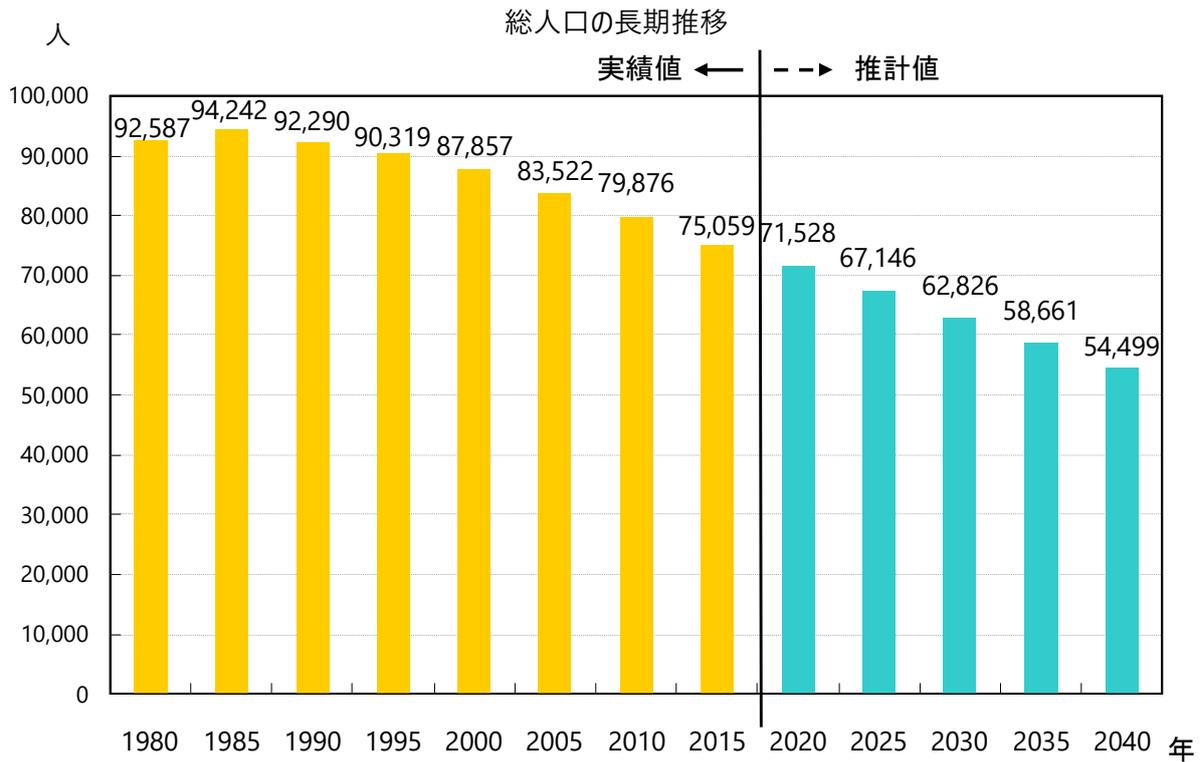
基幹産業は農業であり、畜産業の割合が高く、なかでも肉用牛の生産が盛んで、その肉質の良さは県内外でも高く評価されています。また、南九州3県を臨む交通アクセスのある宮崎フリーウェイ工業団地を有しています。



(2) 圏域の人口

①総人口

- ・1985年の94,242人をピークに減少が始まり、2015年には75,059人となっています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表している推計人口によると、今後も人口減少は進展し、2040年には54,499人となる見込みです。



資料：国勢調査（実績値）、社人研（推計値）

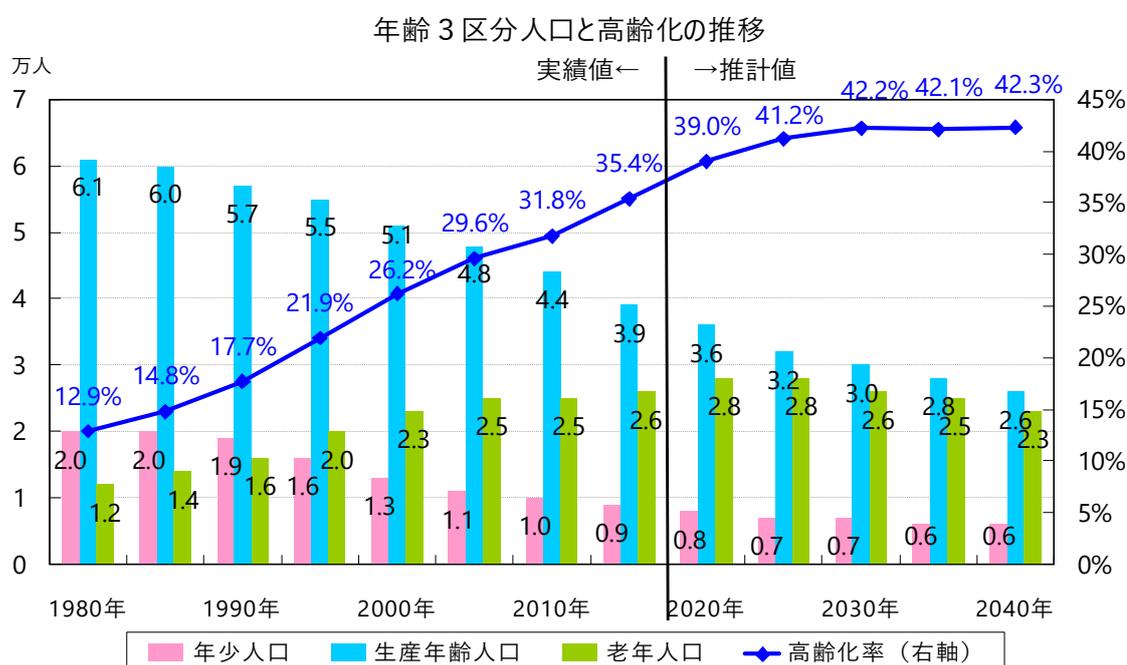
市町別人口の推移

	1980年 (S55年)	1985年 (S60年)	1990年 (H2年)	1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
小林市	52,762	53,753	53,480	52,828	51,697	49,820	48,270	46,221
えびの市	27,246	28,034	26,826	25,872	24,906	23,079	21,606	19,538
高原町	12,579	12,455	11,984	11,619	11,254	10,623	10,000	9,300
合計	92,587	94,242	92,290	90,319	87,857	83,522	79,876	75,059

資料：国勢調査

②年齢別人口

- ・生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）は、1980年の6.1万人から2015年までに36.1%減少し3.9万人となっており、今後さらなる減少が続く、2040年には2.6万人となる見込みです。
- ・高齢化率（人口全体に占める65歳以上人口の割合）は、1980年に12.9%であったものが、2015年には35.4%と22.5ポイント増加しており、急速に高齢化が進んだことがわかります。今後も継続して上昇し2040年には42.3%（約2人に1人が65歳以上）に達する見込みです。
- ・年少人口（15歳未満の人口）は1980年に2.0万人でしたが、2015年は0.9万人と半分以下に減少しています。2040年にはさらに約3割減少し0.6万人となる見込みです。



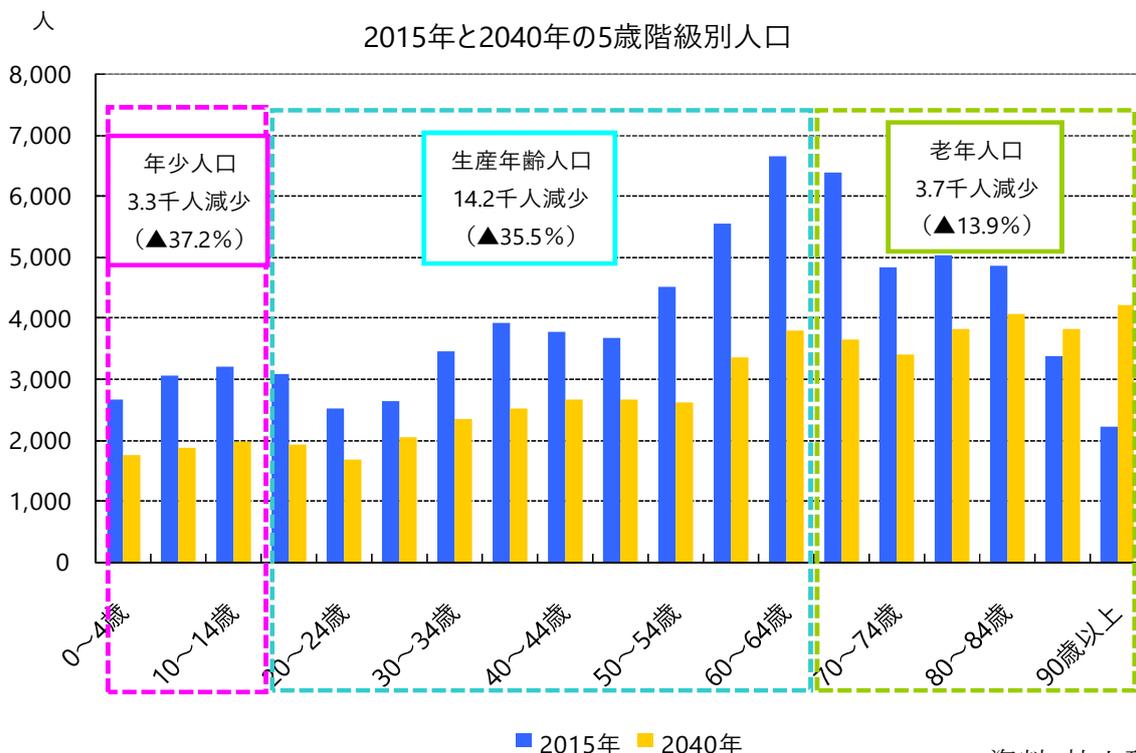
資料：国勢調査（実績値）、社人研（推計値）

年齢3区分人口と高齢化の推移

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
年少人口（万人）	2.0	2.0	1.9	1.6	1.3	1.1
生産年齢人口（万人）	6.1	6.0	5.7	5.5	5.1	4.8
老年人口（万人）	1.2	1.4	1.6	2.0	2.3	2.5
高齢化率 (%)	12.9	14.8	17.7	21.9	26.2	29.6

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
年少人口	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6
生産年齢人口	4.4	3.9	3.6	3.2	3.0	2.8	2.6
老年人口	2.5	2.6	2.8	2.8	2.6	2.5	2.3
高齢化率 (%)	31.8	35.4	39.0	41.2	42.2	42.1	42.3

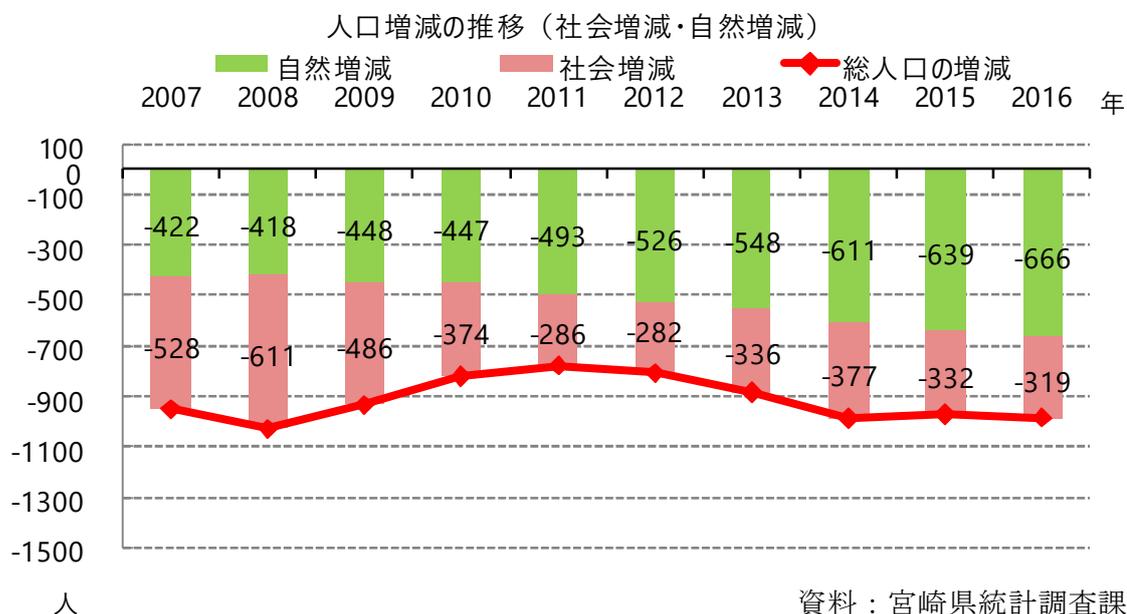
- ・社人研が公表している推計人口データを用い、2015年と2040年を比較すると、年少人口が37.2%、生産年齢人口が35.5%、老年人口(65歳以上の人口)は13.9%それぞれ減少する見込みです。



③人口動態

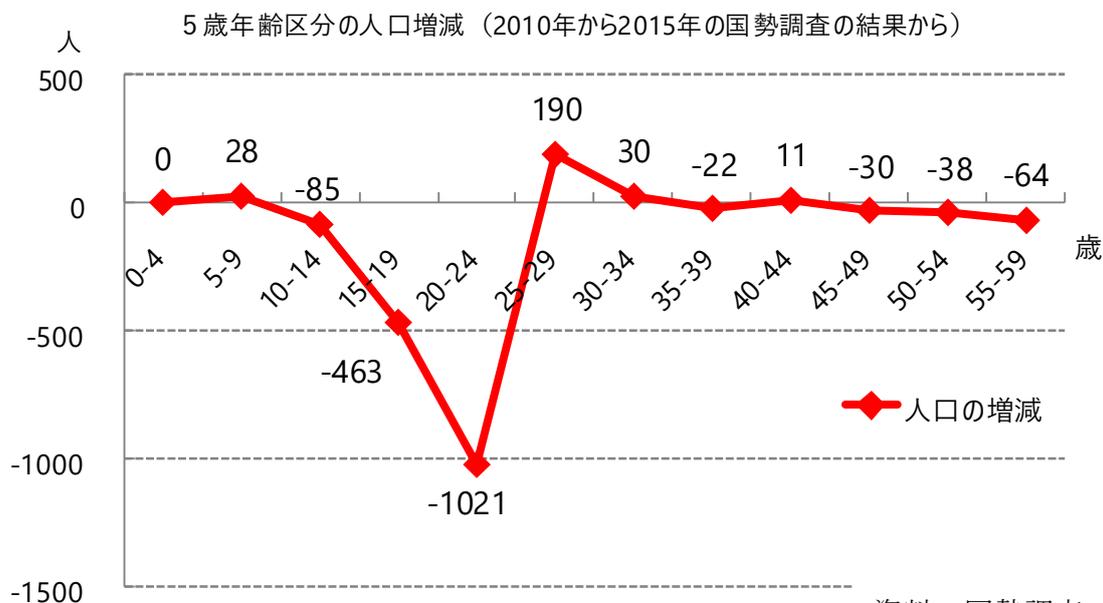
ア社会・自然増減

- ・近年の人口動態について、社会減少(転出>転入)が続いています。2011年には若干、減少幅が小さくなりましたが、その後は減少幅が大きくなっています。自然増減(出生・死亡によるもの)は継続して減少しており、その幅は、拡大傾向にあります。
- ・社会減少と同時に少子化・高齢化の進展により自然減少(死亡>出生)が続いており、人口減少が続いています。



イ 年齢別人口動態

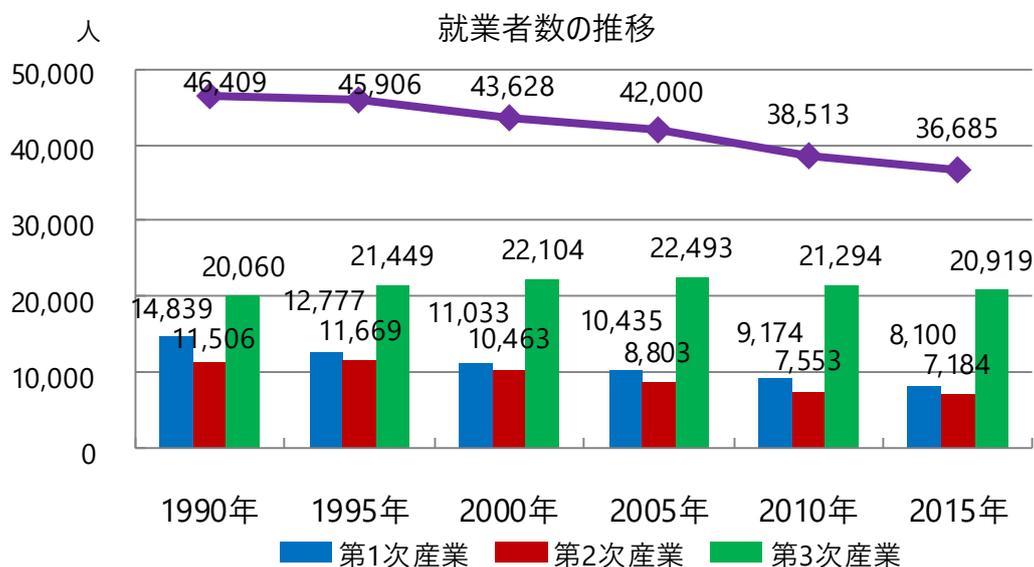
- ・2010年と2015年の国勢調査5歳階級別人口の結果から、5年後の人口動態について試算してみたところ、15歳から24歳までの若者の流出が続いており、圏域人口の約2%（約1,500人）が就学・就職を機に圏域外に流出していると推察されます。
- ・20歳代後半は、若干の流入が見られますが、流出した人口の約13%程度に過ぎず、人口減少の回復には至っていません。



(3) 産業

① 就業人口

- ・就業者総数は減少傾向が続いています。1990年には46,409人であった就業者数が、2015年は36,685人と、21.0%減少しました。特に第1次産業と第2次産業の就業者数の減少が顕著となっています。今後も生産年齢人口は減少すると推計されており、これに伴い就業者数も減少していくと予想されます。



※分類不能の産業を除くため、合計値が一致しない。

資料：国勢調査

②産業構造

- ・圏域内総生産の県内シェアは、6.3%です。
- ・産業別に見ると、農林業への特化が顕著です。

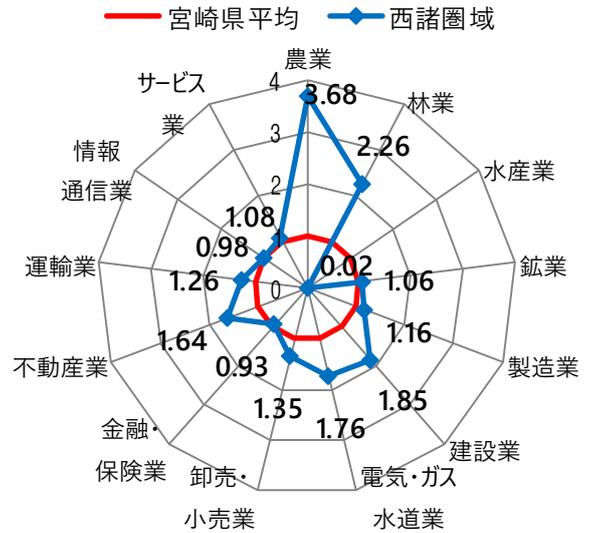
圏域内総生産（平成26年度）の概要

項目 (単位)	生産額 (億円)	構成比 (%)	県内シェア (%)
総生産	2,278	-	6.3
第1次産業	193	8.5	12.2
第2次産業	444	19.5	5.4
第3次産業	1,617	71.0	6.2

※「輸入品に課される税・関税等」を除くため、総生産額（合計値）が一致しない。

※「輸入品に課される税・関税等」を除くため、構成比の合計が100にならない。

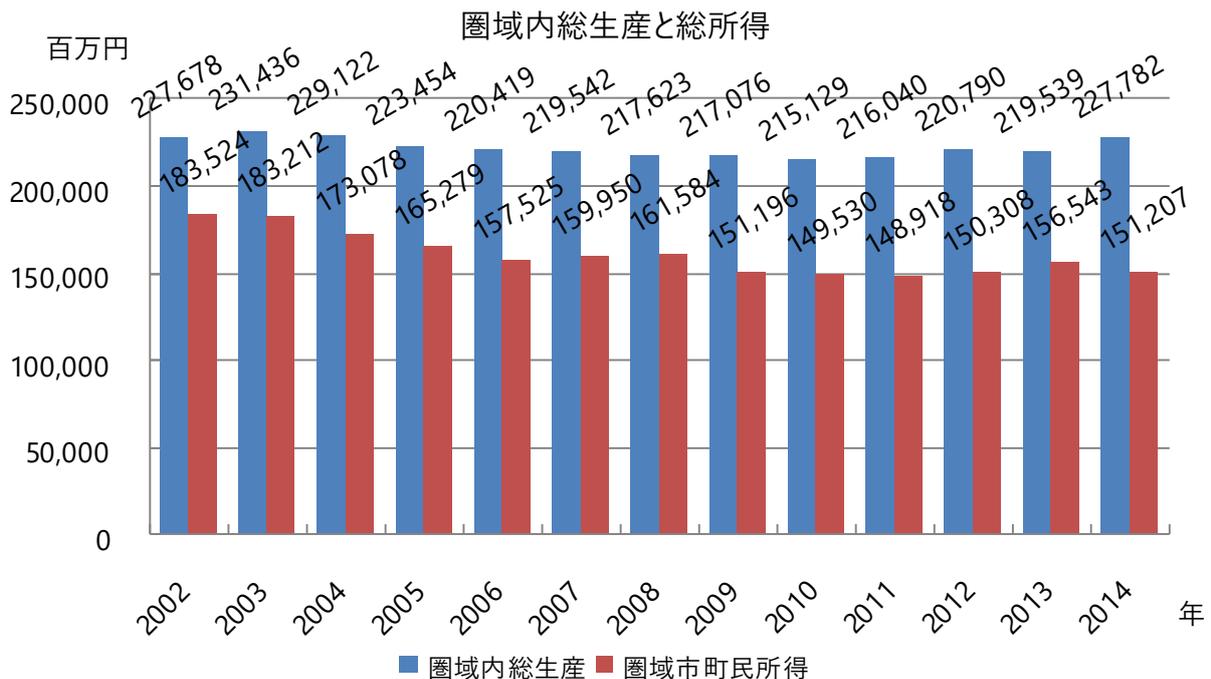
平成26年度市町総生産から見た産業別特化係数



資料：宮崎県統計調査課

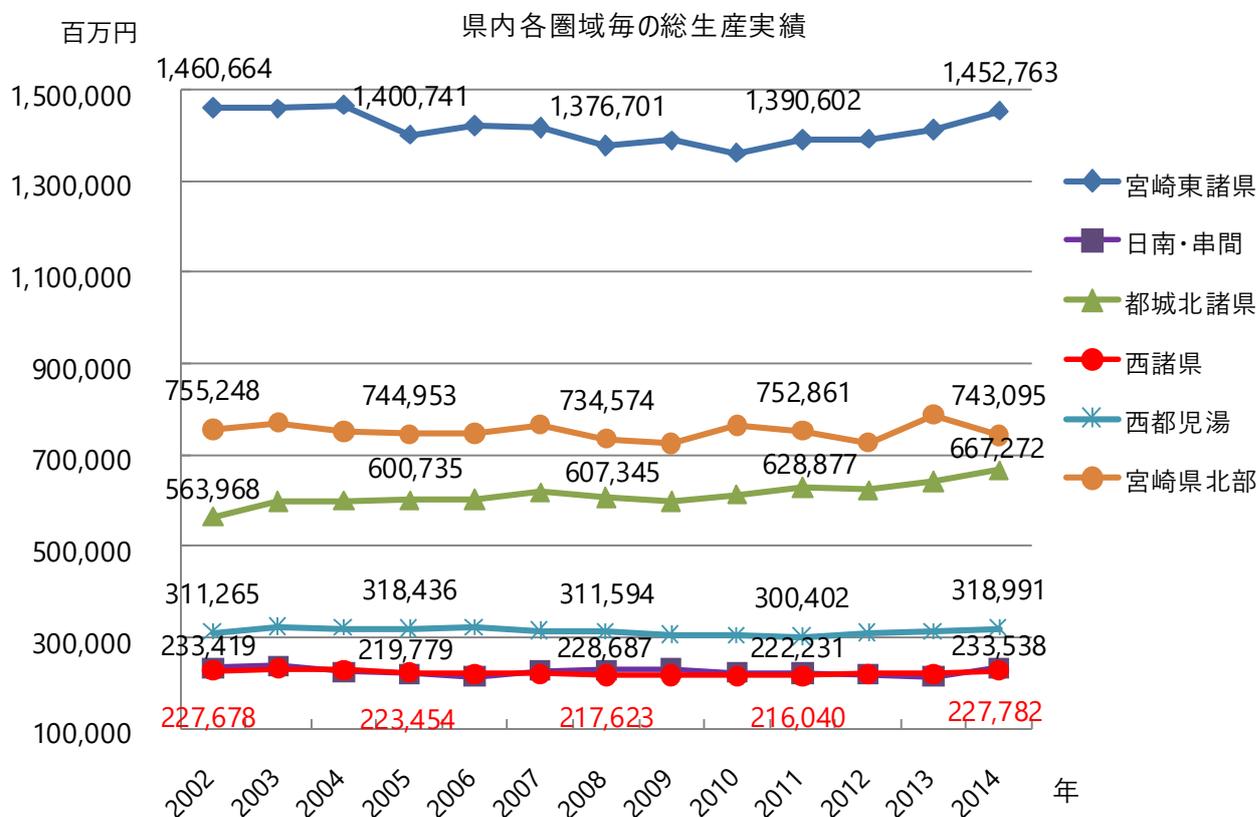
③総生産・所得

- ・圏域内総生産は多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移してきています。
- ・圏域市町総所得は、2002年から減少傾向が続いており、2014年には17.6%減少して約151,207百万円となっています。



資料：宮崎県統計調査課

- ・総生産について、県内の各圏域を比較してみると、宮崎東諸圏域が最も高く、西諸圏域は日南・串間圏域と並んで低い水準となっており、ほぼ同額で推移していることが見てとれます。



資料：宮崎県統計調査課

(4) 社会基盤・市民生活

①医療

圏域内の医療関係施設は87施設で、そのうち病院は15施設（精神 2施設、一般13施設）、一般診療所は40施設（有床 10施設、無床 30施設）、歯科診療所は32施設となっています。

圏域内の医師数は136人（免許保有者）、歯科医師数は39人（免許保有者）となっています。

医療関係施設、医師及び歯科医師 (単位：施設、人)

	医療関係施設				医師	歯科医師
	病院	一般診療所	歯科診療所	合計		
小林市	11	25	17	53	91	20
えびの市	3	12	12	27	37	15
高原町	1	3	3	7	8	4
合計	15	40	32	87	136	39

資料：平成29年度版 保健所業務概要（宮崎県小林保健所）、西諸医師会

圏域市町の救急告示病院の概要

名称	診療科名
小林市立病院	内科、循環器内科、消化器外科、腫瘍外科、救急科、小児科、泌尿器科、整形外科、麻酔科、心臓血管外科、神経内科、産婦人科
園田病院	外科、内科、脳神経外科、循環器内科、呼吸器内科、放射線科、リハビリテーション科
池田病院	脳神経外科、外科、内科、胃腸内科、リハビリテーション科、麻酔科
整形外科前原病院	整形外科、内科、胃腸科、放射線科、リウマチ科、リハビリテーション科
整形外科押領司病院	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科
えびの市立病院	外科、内科、整形外科
国民健康保険高原病院	内科、外科、リハビリテーション科

資料：各病院ホームページ

②福祉

圏域内の主な福祉施設は、児童福祉施設が41施設、老人介護・福祉施設等が47施設、障がい者関連施設が44施設となっています。

主な福祉施設

(単位：施設)

区分	施設の種類	小林市	えびの市	高原町	合計
児童福祉施設	保育所	17	5	5	27
	認定こども園	6	4	1	11
	児童館	2	-	1	3
	計	25	9	7	41
老人介護・福祉施設等	軽費老人ホーム	-	-	-	-
	養護老人ホーム	1	1	1	3
	特別養護老人ホーム	4	3	2	9
	介護老人保健施設	4	1	-	5
	介護療養型医療施設	2	2	1	5
	有料老人ホーム	21	2	2	25
	計	32	9	6	47
障がい者福祉サービス事業所 障がい児通所事業所	訪問系サービス	10	1	2	13
	日中活動系サービス	9	2	1	12
	居住系サービス	5	-	2	7
	児童発達支援	3	1	-	4
	放課後等デイサービス	4	1	-	5
	保育所等訪問	3	-	-	3
	計	34	5	5	44

資料：各市町福祉・介護担当課

③主な公共施設

圏域内の主な公共施設は、文化施設が12施設、体育施設が31施設となっています。

主な公共施設

(単位：施設)

区分	施設の種類	小林市	えびの市	高原町	合計
文化施設	文化会館等	2	1	-	3
	公民館	3	5	1	9
	計	5	6	1	12
体育施設	体育館	12	5	3	20
	陸上競技場	1	-	-	1
	野球場	6	1	1	8
	プール	2	-	-	2
	計	21	6	4	31

資料：公共施設状況調査

第3章 圏域の将来像

1 圏域の将来像

今日、我が国は急速な少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えており、宮崎県の人口も、2015年10月に実施された国勢調査では、前回調査の5年前に比べ約31,000人減少しています。

さらに、今後少子高齢化が進行し、老年人口が増加するにもかかわらず、生産年齢人口が減少していくことが予想されています。

本圏域においてもその傾向は顕著であり、人口の流出による地域活力の低下が、圏域を構成するすべての市町にとって避けては通れない大きな課題となっています。

このため、今後予想される人口減少社会に対応し定住人口を確保するために、圏域の市町が相互に役割を分担しながら連携し、圏域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保するとともに、圏域全体のさらなる活性化を図ることが重要となります。

また、定住人口の確保だけでなく、経済面や生活面での都市と地方との格差が広がる中、人口が集積する大都市圏からの人の流れを創出し、交流人口の拡大を図っていくことが圏域の発展に向けては不可欠となります。そのためには、圏域が有する多様な地域資源や特性を十分に生かし、圏域に潜在している発展の可能性を着実に実現していくことが必要です。

このような観点から、本圏域においては、圏域市町が様々な分野で相互に連携・協力することで、各自自治体が共存共栄しながら、将来にわたって安心して暮らし続けられる「魅力ある住みよいまち にしもろ」を将来像として具体的な取組を進めていきます。

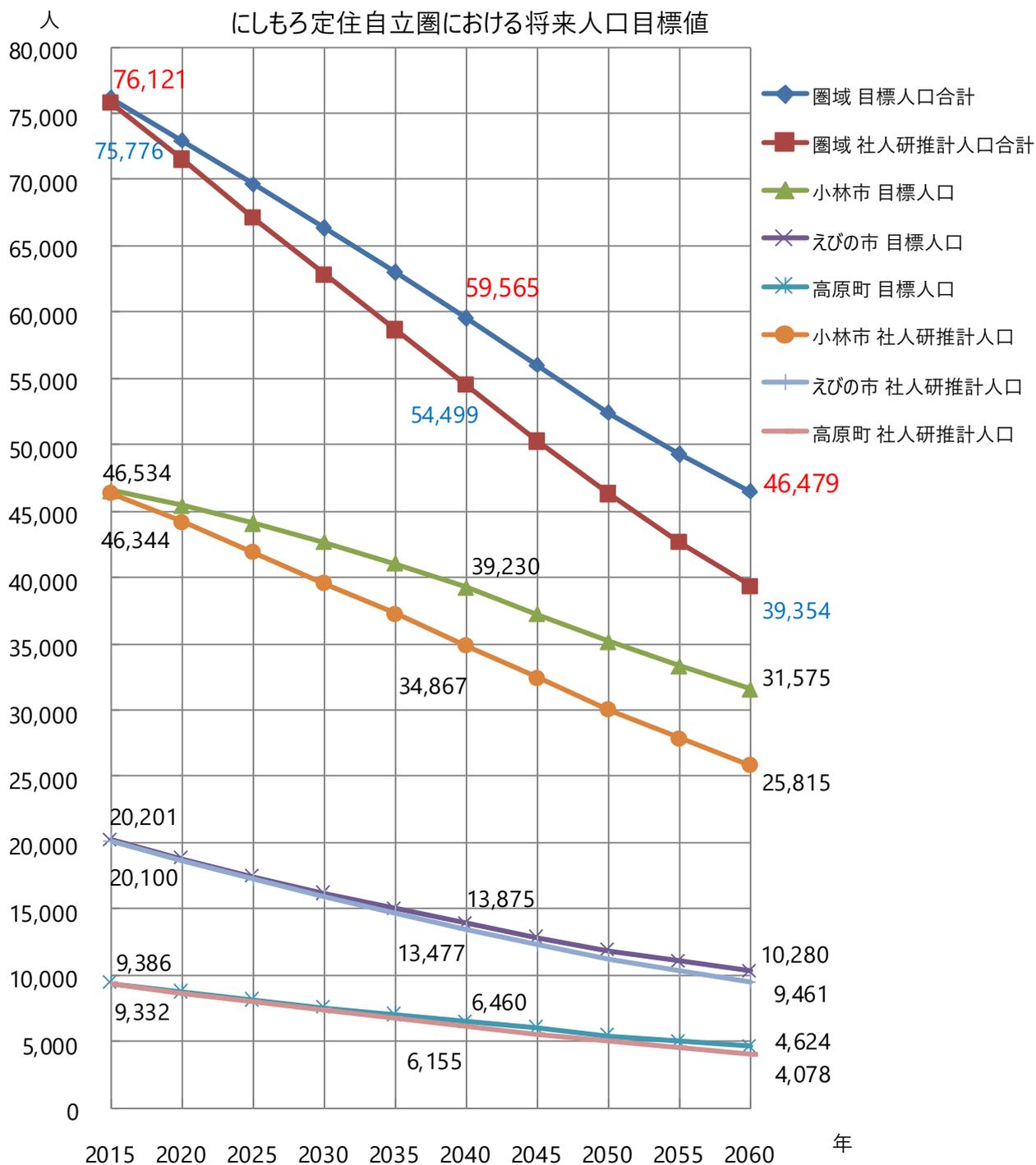
2 圏域の目標人口

平成22（2010）年までに実施された国勢調査による人口推移をもとに、社人研が推計した平成52（2040）年の圏域の推計人口は、54,499人となっています。

社人研準拠推計では、さらに20年先の平成72（2060）年の人口予測は、39,354人まで減少すると推計されています。

このような厳しい現状を踏まえ、これからの地方創生の実現に向けた取組にあたり、平成27年度に策定した各市町の「人口ビジョン」における将来人口推

計に基づき、平成72（2060）年の将来推計人口39,354人に対し、圏域人口合計約46,000人超を目標人口とします。



資料：人口推計 社人研

目標人口 各市町「人口ビジョン」

(単位：人)

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
圏域	目標人口合計	76,121	72,935	69,632	66,357	63,024
圏域	社人研推計人口合計	75,776	71,528	67,146	62,826	58,661
小林市	目標人口	46,534	45,417	44,109	42,655	41,028
えびの市	目標人口	20,201	18,776	17,404	16,160	14,994
高原町	目標人口	9,386	8,742	8,119	7,542	7,002
小林市	社人研推計人口	46,344	44,190	41,895	39,556	37,232
えびの市	社人研推計人口	20,100	18,674	17,260	15,922	14,677
高原町	社人研推計人口	9,332	8,664	7,991	7,348	6,752

	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
	59,565	55,991	52,423	49,278	46,479
	54,499	50,279	46,295	42,656	39,354
	39,230	37,190	35,155	33,272	31,575
	13,875	12,810	11,853	11,017	10,280
	6,460	5,991	5,415	4,989	4,624
	34,867	32,420	30,055	27,850	25,815
	13,477	12,308	11,243	10,298	9,461
	6,155	5,551	4,997	4,508	4,078

3 圏域の課題と対応策（取組の方向性）

I. 生活機能の強化に係る政策分野

（1）保健・医療

医師・看護師をはじめとする医療従事者の不足に加え、平成29年8月から、圏域で分娩できる医療機関がなくなり、特に若年層における住民の不安と心配は増幅されている状況です。引き続き住民に対して、地域医療の現状の周知を図るとともに、小林市立病院における分娩の再開について、西諸医療圏一体となって取り組む必要があります。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を図るため、効率的かつ質の高い医療提供体制の確保及び医療と介護との連携を図る必要があります。

各種健（検）診推進について、西諸医師会及び医療機関の協力を得て、無料クーポン対象者を広げるなどして圏域市町で連携して取り組んできましたが、受診率は、県内では低い状況にあります。

圏域の自殺者数が県内で高い状況であったため、連携してできる事業強化を図り、いずれの圏域市町でも相談できるよう取り組んできました。しかしながら、自殺率はなかなか低下していません。

主な対応策 (取組の方向性)	<p>①圏域医療体制の確保 医療従事者の確保及び在宅当番医制を維持し、災害時の医療救護に備えるなど、安心できる圏域医療体制を確保します。 また、在宅医療・介護連携の推進を図ります。</p> <p>②地域医療を守る体制の充実 地域医療の現状について周知を図ります。</p> <p>③住民の健康増進に係る取組の推進 各種健（検）診等について、西諸医師会及び各医療機関の協力を得ながら、圏域で個別健（検）診の受診を呼び掛け、住民の健康意識の向上を図ります。</p> <p>④自殺対策の強化 相談体制及び啓発の事業連携を行い、自殺対策の強化を図ります。</p>
-------------------	--

（2）福祉・介護・子育て

高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等のすべての人が、これまで以上にいきいきと生活が送れるよう、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築が求められ

ています。

介護保険法に規定する介護認定審査会及び障害者自立支援法に規定する障がい程度区分認定審査の公平性及び効率性を確保するため、認定審査業務を共同で実施しました。認定審査会における要介護認定にかかる業務の簡素化が必要です。

障がい者の自立支援として、障がい者及びその家族に対し、訪問及び電話による相談業務等を圏域で連携して取り組んでいます。また、圏域全体として相談者が少ない状況にあるため、取組方法の工夫や周知に努める必要があります。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)により、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備が定められました。圏域市町ごとで整備するか、広域で取り組むかの検討が必要です。

ファミリー・サポート・センターは、小林市及びえびの市に開設されていますが、高原町では宮崎県の「みやざき子育てサポート事業」を活用しているため、広域的な取組はなされていません。

子育て支援センターは、圏域市町で平成26年度にKETサンシャインネットワークとして圏域市町及び5か所の子育て支援センター長による協議会を設立し、合同で講演会及び研修会等を実施しています。センターの運営が直営・委託と様々で、自治体の関わりが圏域市町によって異なります。センター運営は、委託としていますが、広域ネットワークに係る事業運営に関しては自治体がサポートしながら講演会及び研修会を開催していく必要があります。

主な対応策 (取組の方向性)	<p>①地域包括ケアシステムの構築 地域包括ケアシステムの柱となる在宅医療・介護連携を推進します。</p> <p>②高齢者・障がい者福祉の充実 障がい者相談支援業務について、利用件数が増える取組(巡回相談日を設定等)等を検討します。 また、圏域市町の高齢者部門、障がい者部門において共同で権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築について検討します。</p> <p>③子育て支援の充実 ファミリー・サポート・センターについては、平成30年度に圏域市町での事業体制が整うことになり、市町間での連携及び広域的な取組を検討します。 また、KETサンシャインネットワークにおいて圏域市町での取組を進めます。</p>
-------------------	---

(3) 教育・文化芸術

生涯学習において、自発的な学習活動を促し、生涯学習をきっかけとした生きがいつくり及び意識の向上を図ること、さらには学習成果を地域に還元し生かすことでまちづくりの社会参画を担う人材の育成を図ることが求められています。広域的な生涯学習の開催及び多種多様な講座の選択肢が広がることで自己実現や生きがいつくりにつながる効果が期待できます。

また、文化財の保存と活用、伝統芸能の伝承においては、圏域市町それぞれ有形・無形の様々な貴重な文化財が残っており、その適切な保全・継承と活用が課題となっています。地域の文化財及び伝統文化等への理解を広め、郷土愛の醸成を図りながら地域づくりの推進にも文化財を活用していくことが必要です。

圏域市町で文化会館等の施設の設置環境の差や、文化・芸術鑑賞等に触れる機会が少ないという課題があるため広域的に合同開催のイベント等を実施し、住民に質の高い多様な文化や芸術に親しむ機会を提供することが必要です。

主な対応策 (取組の方向性)	<p>①生涯学習の推進</p> <p>生涯学習講座を圏域市町で開催するための統一した実施方法の検討や、圏域市町で作成した生涯学習人材バンク冊子を配布し、多種多様なニーズに対応する有効な活用方法の検討などに取り組み、生涯学習の推進を図ります。</p> <p>②文化芸術の振興</p> <p>地域の文化財、伝統芸能等の存在及び伝承の重要性に対する理解を深めるために、その素晴らしさを知る機会の提供や保存団体等への支援、団体相互の親睦を図るため広域的に取り組みます。</p> <p>また、文化芸術イベント等を共同開催し、文化的な意識の高揚を図り、住民が質の高い多様な文化や芸術に親しむ機会の提供に取り組みます。</p>
-------------------	--

(4) 農林畜産業の振興

有害鳥獣駆除対策について、環霧島会議と連携して春・秋のシカ一斉駆除を実施しました。有害鳥獣被害は、猟友会会員の高齢化及び遊休農地の増加とともに、年々増加しており深刻な状況です。

西諸畑地かんがい事業について、平成29年4月に通水が開始されました。国営・県営事業の効果的な事業推進について、国・県・市町・改良区と検討を重ね情報共有を図っています。一部通水が開始されましたが、全域での水

利用には相当の期間が予想されます。

近年、材価の上昇により、山林の伐採が増加していますが、その後の再造林が進んでいません。多面的機能を有する森林の機能が低下しており対策が必要です。

家畜衛生対策については、県内一斉消毒の日に合わせ、圏域市町で啓発を行っています。鳥インフルエンザ、国外での口蹄疫等の発生がありますが、時間の経過とともに、農家の意識が低下しています。

主な対応策 (取組の方向性)	<p>①有害鳥獣被害防止対策 有害鳥獣被害の防止は、効果的な駆除、圏域における防護柵の設置及び追い払い活動を行います。</p> <p>②農業の振興 西諸畑地かんがい事業の推進により、水を活用した営農の啓発を行います。</p> <p>③林業の振興 再造林対策について、補助事業の検討を行い、再造林率の向上に取り組みます。</p> <p>④畜産の振興 口蹄疫、鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の侵入を未然に防止するため、農場防疫、地域防疫、万一の発生に備えた迅速な防疫措置を柱として一層の連携強化を図ります。</p> <p>また、肉用牛振興及び酪農振興について、圏域一体となって、繁殖基盤の整備強化による地域飼養頭数の増加を目指し、更に新規種雄牛の造成、酪農ヘルパーの充実など各種施策を進めていきます。</p>
-------------------	--

(5) 商工・観光業の振興

都市部での物産、観光等のPRを図り、平成26年度から圏域市町合同で「にしもろマルシェ」(物産展)を行っています。合同で実施することにより、PR効果は大きい状況です。今後は、販路拡大につながる取組の推進も必要です。

企業誘致について、宮崎フリーウェイ工業団地企業立地促進協議会等での情報交換や、宮崎県と合同での誘致活動を行いました。また、圏域市町合同での「産学金官交流会」を2回開催し、異業種交流を図りました。今後は、各種展示会等への合同での参加についても、検討する必要があります。

宮崎県と圏域市町合同での就職説明会を開催していますが、求職者の参加人数を増やす取組が必要です。

広域的観光について、訪日外国人旅行者の増加が見込まれており、インバウンド観光に対応した観光施策の拡充及びその誘致に取り組むことで、観光客の増加が期待できます。圏域においても、地方創生加速化交付金を財源として、圏域市町の観光資源を洗い出し、観光ルートマップを作成したり、霧島ジオパークや国立公園満喫プロジェクト等の取組により、観光客の取り込みに注力していますが、より世界規模での活動や独自性のある取組を検討する必要があります。連携した取組を進め、広域的な観光推進体制の確立により、“稼ぐ力”を引き出す観光による地域づくりの実現が求められています。

北きりしま田舎物語推進協議会が実施している農家民泊事業について、直接又は間接的に運営を支援しています。協議会の農家民泊件数については、年々増加しているものの、受入農家数が伸び悩んでおり、農家数拡大を図る必要があります。また、平成29年度から3年間、宮崎県の市町村間連携支援交付金を活用できることとなり、この間に協議会の体制強化を図る必要があります。

九州ジュニア長距離合宿等の長距離合宿について、合同で受入れを行うとともに、ツアーマーチ開催時の宿泊施設について、案内や送迎等を連携して実施しました。今後は、共同での大会誘致やイベント実施に向けて補助制度の調整や協議が必要です。

<p>主な対応策 (取組の方向性)</p>	<p>①圏域物産品の認知度向上の取組の推進 都市部での「にしもろマルシェ」(物産展)を開催します。</p> <p>②企業誘致の推進 企業誘致活動について、圏域市町及び宮崎県とも連携して積極的に取り組みます。</p> <p>③広域観光の推進 圏域の恵まれた観光資源を生かし、広域での観光による“稼ぐ力”の創出や、インバウンドを見据えた観光産業の活性化を推進します。 また、圏域内外からの人の流れを戦略的に創出し、観光による地域づくりを実現するため、広域的な観光推進体制である、観光DMOの設立を目指します。</p> <p>④体験型・滞在型観光の推進 北きりしま田舎物語推進協議会の活動は、圏域内外の住民との交流を促進し、地域活性化が図られるため、今後も支援を継続します。 また、圏域の温泉施設、宿泊施設等を生かしたスポーツ大会及び合宿等の誘致に積極的な連携により取り</p>
---------------------------	--

	組みます。
--	-------

(6) 防災

衛星電話の整備を行うとともに、月1回の通信試験で相互連携の確認を行いました。デジタル防災無線切替えについて、平成34年までに切替えが必要とされていることから、早期の対応が必要です。

資機材や備品について、西諸広域消防本部において年次計画に沿って整備を行いました。今後も西諸広域消防本部と協力し、圏域市町でそれぞれ独自に整備すること及び相互に使用可能な資機材の検討が必要です。

緊急時の応援輸送体制について、平成28年9月29日に「西諸地域水道事業者災害時相互応援に関する協定」を締結し、体制強化を図りました。

今後は、物資等の輸送を最小限にするための分散配置、民間の協力を視野に入れた輸送体制の整備・検討、上記協定を元に新たな輸送体制・分散配置の検討が必要です。

主な対応策 (取組の方向性)	①防災体制の整備 圏域市町における情報収集及び情報伝達手段の確立を図ります。 また、必要資機材の検討及び災害時の輸送体制について、輸送を最小限にするための分散配置及び輸送体制の検討を行い、圏域における防災体制の整備を図ります。
-------------------	--

(7) 環境

一般廃棄物の処理について、小林市で行っている廃プラスチックの共同処理において、施設・設備の整備を行う必要があります。

主な対応策 (取組の方向性)	①一般廃棄物処理の広域化の推進 小林市で行っている廃プラスチックの共同処理を継続する中で、年次的な施設・設備の調整を図ります。
-------------------	---

(8) その他

えびの駐屯地の存続拡充の要望活動を毎年2回実施しました。平成25年12月に閣議決定された防衛大綱・中期防衛計画では、陸上自衛隊の組織改編が掲載されており、継続した要望活動が必要です。

主な対応策 (取組の方向性)	①えびの駐屯地の存続等についての活動の連携 圏域市町の首長・議長を中心として、えびの駐屯地存続等の要望活動を継続します。
-------------------	--

交通安全・地域安全・暴力追放西諸大会を2年に1回、持ち回りにより開催しました。開催時期と開催場所により動員可能人数等に変動があるため、啓発活動の徹底が必要です。

<p>主な対応策 (取組の方向性)</p>	<p>②交通安全・防犯対策の充実 交通安全・地域安全・暴力追放西諸大会を2年に1回の持ち回りで継続します。</p>
---------------------------	--

男女共同参画及び人権啓発イベントの開催において、イベントを開催する市町以外の参加者が少なく、圏域市町で開催されるイベントと重なるなど日程調整に苦慮したため、広報紙やSNSなどによる周知方法の強化が必要です。

女性相談については、基本的には電話相談と面談を実施していますが、相談内容によっては居住地での様々な支援措置が必要となりますので、関係機関との情報共有が必要です。通常は、匿名にて相談対応を行っていますが、DV事案など緊急を要する場合などは、居住地や氏名など必要事項を聞き取り支援措置が必要となるので、居住地市町の所管課との連携が必要です。

<p>主な対応策 (取組の方向性)</p>	<p>③男女共同参画社会の構築や人権啓発に関する連携 男女共同参画及び人権啓発イベントについて、圏域市町独自で開催し、圏域全体へ周知、連携を図ります。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づくあらゆる暴力の防止及び被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ること、また新たに制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策として、女性相談に係る取組について、圏域で充実するための連携強化を図ります。</p>
---------------------------	---

高齢者や若者を狙った不当、架空請求やインターネットによる詐欺、家屋の点検、リフォーム商法等、消費者トラブルが圏域においても増加しています。消費者が安心して安全な消費生活を送れるよう、消費者の保護とともに、自立する消費者育成を目指して消費者保護対策を推進することが求められています。

<p>主な対応策 (取組の方向性)</p>	<p>④消費者保護対策の強化 圏域市町で消費生活相談員を配置し体制の充実を図ることにより、保護対策の強化を図ります。</p>
---------------------------	---

Ⅱ. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

地域公共交通全般について、圏域市町ごとに地域公共交通総合連携計画や地域公共交通網形成計画を策定し、同計画に基づき公共交通の維持等に資する事業を実施してきました。

バス路線について、宮崎県の広域的バス路線運行費補助金の交付を受けながら、継続的に運行事業者への支援を行い、路線の存続を図ってきました。徐々に平均乗車密度が低下している状況で、宮崎県補助金の交付も厳しくなりつつあります。

鉄道路線について、圏域市町及び関係市町で組織する J R 吉都線利用促進協議会において、関係機関等が連携して路線維持や存続に向けた利用促進事業、情報発信事業、要望活動、環境整備事業、観光列車誘致調査研究等に取り組んできました。さらに、吉都線開業 100 周年を契機に、イベントの実施やラッピング列車の運行、環境美化活動など、民間レベルや官民協働で J R 吉都線を活用した地域活性化事業が行われ、J R 吉都線存続への機運がこれまで以上に高まってきたところです。

J R 九州（九州旅客鉄道）が平成 28 年 10 月 25 日東証 1 部上場を行ったことにより、J R 吉都線への影響もあるものと思われます。

主な対応策 (取組の方向性)	①生活路線や交通手段の確保及び強化 バス路線について、路線存続のための運行事業者への支援に加え、圏域市町連携による、利用促進のための事業の実施等により、バス利用者の拡大を図ります。 また、鉄道路線について、J R 吉都線の維持存続を図るため、J R 吉都線利用促進協議会を中心に、沿線市町で連携した事業などに強力に取り組めます。
-------------------	---

(2) 道路等の交通インフラの整備

(小林市・えびの市)

小林市、えびの市境の国道 221 号線（茶屋平工区）が交付金事業の用地取得が解決し新規事業化されました。

(小林市)

県道石阿弥陀・五日市線（黒仁田工区）に残された未改良区間の用地取得が解決し県単事業で道路改良工事を実施し完了しました。西ノ原・帯刀川原線 舗装工事、旧橋撤去工事一式が完了しました。

(えびの市)

県道石阿弥陀・五日市線（五日市工区）が交付金事業で新規事業化され、

補償費等が予算化されました。県道京町・小林線（上江工区）の歩道途絶区
間が交付金事業で事業化され、平成 28 年度に完了しました。

（高原町）

王子神社・踏切線 改良舗装工事が完了しています。

現在までに要望し計画してきた路線については、継続事業が若干残って
いますが、概ね完成となっています。今後圏域市町の間でどのような路線を要
望していくか協議する必要がある、また、宮崎県に対しても地元要望のある
優先順位の高い路線を選択していく必要があります。

<p>主な対応策 (取組の方向性)</p>	<p>①幹線道路等の整備促進 (えびの市・小林市) 小林・えびの間道路改良促進期成同盟会による要望 活動を行い、主要幹線道路に係る道路改良工事の新規 実施計画の推進を図ります。 (高原町・小林市) 小林市の川無・後谷線及び東麓・石瀬戸線、高原町 の上平・高原駅線ともに継続して事業促進を図ります。 新規路線の計画については、今後の社会情勢等を注視 しながら検討します。 (小林市・えびの市・高原町) 広域道であり、かつ、緊急時の防災道路である「み やま霧島ロード」について、今後の方向性を検討しま す。</p>
---------------------------	--

(3) 移住促進

移住定住の促進について、圏域市町で西諸圏域移住促進のパンフレットを
作成したほか、公式ホームページ移住ページリンクを開設しました。都市圏
で開催される移住相談会へのブース出展、お試し滞在施設に西諸観光パンフ
レットを設置し、空き家等情報バンクの充実（補助拡充）を図りました。

今後も移住定住促進のための情報共有を図り、広域圏での取組という認識
のもとに事業展開を図ることが求められています。

<p>主な対応策 (取組の方向性)</p>	<p>①移住定住の促進 移住定住情報の発信、空き家等情報バンク制度の充 実、都市部での移住相談会への積極的な参加などの事 業を実施し、圏域への移住促進という共通のスタンス で取り組むことで、移住施策の充実を図ります。</p>
---------------------------	---

Ⅲ. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 宣言中心市等における人材の育成

圏域で抱える行政課題等に対応するため、圏域職員で合同研究チームを作り、政策課題研究に取り組んできました。平成 25 年度「連携に関する協議」、平成 26 年度「定住のための学校づくり」、平成 27 年度「高齢者が住みよいまちづくり」、平成 28 年度「西諸合同での観光PRの進め方」の研究を行い、平成 29 年度は「地域観光資源を活かしたまちづくり」をテーマにした取組を実施しました。

今後、共通する行政課題等の解決に向け合同で調査・研究を行い、政策を実現できる人材を育成することが必要です。

主な対応策 (取組の方向性)	①圏域職員の人材育成の推進 圏域職員の参加による、共通する行政課題に対しての調査、研究を行い、情報共有、連携を図るとともに、市町村振興協会主催事業を活用しながら政策課題の調査、研究に取り組みます。 人事交流については、当面はふるさと再生合同調査研究事業等に共に取り組むところから交流を深めていきます。
-------------------	---

(2) 地域づくりに資する人材育成

人口減少、少子高齢化社会において、協働によるまちづくりの推進は必要不可欠であり、そのための地域のリーダーの育成は非常に重要です。これまで、圏域市町ごとに各市民活動支援センターが主体となって、まちづくり講演会や各種講座等を実施していますが、圏域市町とも参加者が同じ顔ぶれであったり、減少傾向にある状況です。今後は、圏域市町で主催する講演会や講座等を、圏域内で情報共有、情報発信し、住民にとって受講の機会の確保や受講内容の多様化を図ることが必要です。

併せて、住民活動団体の活性化と住民活動の促進、広域的な情報交換などの仕組みづくりが必要です。住民活動等に対する住民の理解促進を図り、住民間における圏域連携の機運の醸成を図る必要があります。

主な対応策 (取組の方向性)	①地域づくりリーダーの育成 圏域で開催する講演会及び講座等について、圏域で情報の共有及び発信により、受講の機会の確保、受講内容の多様化を図ることで参加しやすい環境を整え、地域のリーダーの育成に努めます。 また、圏域における住民活動団体の情報交換の場を
-------------------	--

	設定するなどし、交流を促進することで、住民間における圏域連携の機運の醸成を図ります。
--	--

(3) 圏域の情報連携

圏域内の取組の各種情報について、一部については、ホームページ等で共有化を図っていますが、まだ、圏域全体の取組で見ると周知不足・情報連携不足の状況にあります。

特に、イベント・講座・講演会等について、広報紙やSNS等で圏域内に広く情報の共有を図ることが求められています。

<p>主な対応策 (取組の方向性)</p>	<p>①圏域の情報連携の推進</p> <p>圏域でのイベント、講座、講演会等について、広報紙、SNS等で圏域に広く情報を提供することで、イベント等の活性化を図り、ひいては地域の活性化を図ります。</p>
---------------------------	--

第4章 具体的な取組内容

1 具体的な取組内容の体系図

政策	分野	取組事項 ※協定項目	具体的な取組
I. 生活機能の強化	(1) 保健・医療	①圏域医療体制の確保	ア 日曜休日在宅当番医制運営事業
			イ 地域医療従事者育成確保推進事業
			ウ 災害時医療救護事業
			エ 西諸医療圏医療体制構築事業
	(1) 保健・医療	②地域医療を守る体制の充実	ア 地域医療住民啓発事業
			ア 予防接種・個別検診体制強化事業
			イ 健（検）診推進事業
			ア 自殺予防対策事業
	(1) 保健・医療	③住民の健康増進に係る取組の推進	ア 自殺予防対策事業
			イ 健（検）診推進事業
			ア 自殺予防対策事業
			イ 健（検）診推進事業
	(1) 保健・医療	④自殺対策の強化	ア 自殺予防対策事業
			イ 健（検）診推進事業
			ア 自殺予防対策事業
			イ 健（検）診推進事業
	(2) 福祉・介護・子育て	①地域包括ケアシステムの構築	ア 地域包括ケアシステムの構築事業
			ア 障がい者相談支援事業
			イ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築事業
	(2) 福祉・介護・子育て	②高齢者・障がい者福祉の充実	ア 障がい者相談支援事業
			イ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築事業
			イ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築事業
	(2) 福祉・介護・子育て	③子育て支援の充実	ア ファミリー・サポート・センター事業
			イ 地域子育て支援センター事業
			イ 地域子育て支援センター事業
	(3) 教育・文化芸術	①生涯学習の推進	ア 生涯学習推進事業
			ア 文化財保存・活用事業
			イ ガイドボランティア育成事業
ウ 文化芸術イベント等開催事業			
(3) 教育・文化芸術	②文化芸術の振興	エ 郷土芸能伝承普及事業	
		ア 生涯学習推進事業	
		ア 文化財保存・活用事業	
		イ ガイドボランティア育成事業	
(3) 教育・文化芸術	②文化芸術の振興	ウ 文化芸術イベント等開催事業	
		エ 郷土芸能伝承普及事業	
		ア 生涯学習推進事業	
		ア 文化財保存・活用事業	
(4) 農林畜産業の振興	①有害鳥獣被害防止対策	ア 有害鳥獣駆除対策事業	
		ア 西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業	
		ア 西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業	
		ア 西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業	
(4) 農林畜産業の振興	②農業の振興	ア 西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業	
		ア 西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業	
		ア 西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業	
		ア 西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業	
(4) 農林畜産業の振興	③林業の振興	ア 再造林に対する補助事業の検討	
		ア 再造林に対する補助事業の検討	
		ア 再造林に対する補助事業の検討	
		ア 再造林に対する補助事業の検討	
(4) 農林畜産業の振興	④畜産の振興	ア 家畜衛生対策事業	
		イ 肉用牛振興対策事業	
		ウ 酪農振興対策事業	
		ウ 酪農振興対策事業	
(5) 商工・観光業の振興	①圏域物産品の認知度向上の取組の推進	ア 物産展開催事業	
		ア 物産展開催事業	
		ア 物産展開催事業	
		ア 物産展開催事業	
(5) 商工・観光業の振興	②企業誘致の推進	ア 企業誘致推進事業	
		イ 就職説明会開催事業	
		イ 就職説明会開催事業	
		イ 就職説明会開催事業	
(5) 商工・観光業の振興	③広域観光の推進	ア 地域連携DMO設立推進事業	
		ア 地域連携DMO設立推進事業	
		ア 地域連携DMO設立推進事業	
		ア 地域連携DMO設立推進事業	
(5) 商工・観光業の振興	④体験型・滞在型観光の推進	ア 農家民泊、グリーンツーリズム推進事業	
		イ スポーツ大会・合宿誘致等推進事業	
		イ スポーツ大会・合宿誘致等推進事業	
		イ スポーツ大会・合宿誘致等推進事業	
(6) 防災	①防災体制の整備	ア 防災情報伝達システム等管理事業	
		イ 広域的資機材・備蓄等整備事業	
(7) 環境	①一般廃棄物処理の広域化の推進	ア 廃プラスチック処理事業	
		ア 廃プラスチック処理事業	

政策	分野	取組事項 ※協定項目	具体的な取組
Ⅰ・生活機能の強化	(8) その他	①えびの駐屯地の存続等についての活動の連携	ア えびの駐屯地存続・強化支援事業
		②交通安全・防犯対策の充実	ア 交通安全・防犯研修会開催事業
		③男女共同参画社会の構築や人権啓発に関する連携	ア 男女共同参画啓発イベント開催事業
			イ 人権啓発イベント開催事業
ウ 圏域内相談体制確立事業			
ア 消費者保護対策事業			
Ⅱ・結びつきやネットワークの強化	(1) 地域公共交通	①生活路線や交通手段の確保及び強化	ア 圏域生活バス路線支援事業
			イ 吉都線利用促進協議会運営事業
			ウ 地域公共交通利用啓発事業
			エ 吉都線沿線市町連携活性化事業
	(2) 道路等の交通インフラの整備	①幹線道路等の整備促進	ア 主要幹線道路等整備促進事業
			イ 川無・広原線道路改良事業
			ウ 広域幹線道路等整備事業
	(3) 移住促進	①移住定住の促進	ア 空き家バンク事業
			イ お試し滞在事業
			ウ 地域おこし協力隊事業
			エ 都市部でのPR・相談会開催事業
Ⅲ・圏域マネジメント能力の強化	(1) 宣言中心市等における人材の育成	①圏域職員の人材育成の推進	ア ふるさと再生合同調査研究事業
	(2) 地域づくりに資する人材育成	①地域づくりリーダーの育成	ア 地域づくりリーダー育成事業
			イ 市民活動団体支援事業
	(3) 圏域の情報連携	①圏域の情報連携の推進	ア イベント等情報共有・提供事業

2 具体的な取組内容

I. 生活機能の強化に係る政策分野

分 野		(1) 保健・医療		
取組事項		①圏域医療体制の確保		
協定の 内容	【取組内容】	医療従事者の確保及び在宅当番医制を維持し、災害時の医療救護に備えるなど、安心できる圏域医療体制を確保する。 また、在宅医療・介護連携の推進を図る。		
	【甲（小林市）の役割】	日曜休日在宅当番医制に必要な経費を負担するとともに、安心できる圏域医療体制を確保するため関係機関との調整を行う。		
	【乙（えびの市、高原町）の役割】	日曜休日在宅当番医制に必要な経費を負担するとともに、安心できる圏域医療体制を確保する。		
具 体 的 な 取 組	符号	事 業 名		
	ア	日曜休日在宅当番医制運営事業		
	イ	地域医療従事者育成確保推進事業		
	ウ	災害時医療救護事業		
	エ	西諸医療圏医療体制構築事業		
【期待される効果】				
日曜休日における昼間の在宅当番医制を広域的な連携を図りながら実施することにより、安定した初期救急医療の提供体制が維持されるとともに、住民が安心して日常生活を送ることができるための基盤が確立される。				
成 果 指 標 (K P I)	【指標】	日曜休日在宅当番医実施医療機関数 (単位： 機関)		
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等
	合計	52	52	西諸医師会
	小林市	34	34	
	えびの市	15	15	
高原町	3	3		

事業符号	ア	事業名	日曜休日在宅当番医制運営事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域の初期救急医療体制の維持充実のため、日曜休日における救急患者が、適切な医療をより早く受けられる体制を整備する。さらに、日曜休日の在宅確保策として、圏域市町は、それぞれの医師団へ補助する。						
【役割分担】						
小林市は、関係機関及びえびの市、高原町との連絡調整を行う。 圏域市町は、必要な経費を負担する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	42,070	8,414	8,414	8,414	8,414	8,414
	小林市	5,467	5,467	5,467	5,467	5,467
	えびの市	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983
	高原町	964	964	964	964	964
特定財源						

事業符号	イ	事業名	地域医療従事者育成確保推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域の医療体制を支える医療従事者の育成・確保に向けた取組を行う。						
【役割分担】						
圏域市町は、関係機関・市民団体等と連携し、事業を実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	181,515	54,303	45,303	36,303	27,303	18,303
	小林市	33,344	27,802	22,260	16,718	11,175
	えびの市	14,239	11,896	9,554	7,211	4,868
	高原町	6,720	5,605	4,489	3,374	2,260
特定財源						

事業符号	ウ	事業名	災害時医療救護事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
地震や風水害など自然災害により、医療救護の必要が生じた場合、関係機関と連携して迅速な救急医療の展開を図る。						
【役割分担】						
圏域市町は、関係機関と連携し、災害時医療救護の充実に努める。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	4,485	897	897	897	897	897
	小林市	428	428	428	428	428
	えびの市	265	265	265	265	265
	高原町	204	204	204	204	204
特定財源						

事業符号	エ	事業名	西諸医療圏医療体制構築事業			実施市町	小林市、えびの市、高原町
【事業概要】							
<p>人口減少化社会における医療を取り巻く環境が大きく変化する中、圏域市町が連携し、圏域住民の医療に対する安心・信頼の確保、切れ目のない医療を受けられる体制を構築する。当面は、周産期医療を主とした連携事業に取り組む。</p>							
【役割分担】							
<p>圏域市町は、地域で求められる医療体制の構築・調整を支援するとともに、各医療機関による機能分担・連携の推進等により、西諸医療圏域の医療体制の構築を図る。</p>							
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
	182,200	58,200	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
	小林市	47,020	25,045	25,045	25,045	25,045	25,045
	えびの市	7,575	4,035	4,035	4,035	4,035	4,035
	高原町	3,605	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
特定財源							

分野		(1) 保健・医療										
取組事項		②地域医療を守る体制の充実										
協定の 内容	【取組内容】 地域医療の現状について周知を図る。											
	【甲（小林市）の役割】 乙及び住民団体と連携して、地域住民等への啓発等に取り組むとともに、その調整を行う。											
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び住民団体と連携して、地域住民等への啓発等に取り組む。											
具 体的 な 取 組	符号	事業名										
	ア	地域医療住民啓発事業										
【期待される効果】 住民団体と共同で地域住民への啓発の取組を行うことにより、医療に関する住民の理解が促され、適正な受診につながると同時に、地域医療を自ら守っていこうという意識が図られ、医師及び医療従事者の負担軽減につながる。												
成 果 指 標 (K P I)	【指標】 圏域市町の合同企画広報 (単位： 回)											
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等								
	圏域	—	2	圏域市町合同による地域医療にかかわる共同作成の圏域市町広報の実施回数								
	小林市	—	—									
	えびの市	—	—									
高原町	—	—										
<table border="1"> <tr> <td>事業符号</td> <td>ア</td> <td>事業名</td> <td>地域医療住民啓発事業</td> <td>実施市町</td> <td>小林市、えびの市、高原町</td> </tr> </table>							事業符号	ア	事業名	地域医療住民啓発事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町
事業符号	ア	事業名	地域医療住民啓発事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町							
【事業概要】 かかりつけ医や医療機関の役割分担、適正受診の徹底のための啓発パンフレット、医療機関の診療情報の提供のための医療ガイド等を作成・配布し、住民団体と共同で地域住民への啓発の取組を行う。												
【役割分担】 圏域市町は、住民団体と共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。												
事業費 (千円)		総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度					
		7,250	1,250	1,750	1,250	1,750	1,250					
		小林市	1,250	1,628	1,250	1,628	1,250					
		えびの市	—	84	—	84	—					
		高原町	—	38	—	38	—					
特定財源												

分 野		(1) 保健・医療			
取組事項		③住民の健康増進に係る取組の推進			
協定の 内容	【取組内容】 各種健（検）診等について、西諸医師会及び各医療機関の協力を得ながら、圏域で個別健（検）診の受診を呼び掛け、住民の健康意識の向上を図る。				
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組むとともに、その調整を行う。				
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。				
具 体的 な 取 組	符号	事 業 名			
	ア	予防接種・個別検診体制強化事業			
	イ	健（検）診推進事業			
【期待される効果】 西諸地区市町保健連絡協議会において、予防接種や個別健診等の保健サービスに関する充実策の検討を行い、圏域市町及び関係機関と連携して体制の強化を図ることにより、圏域住民の健康増進と疾病の予防による健康寿命の延伸が図られる。					
成 果 指 標 （ K P I ）	【指標】 がん検診受診率 (胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん) (単位： %)				
		現状値 (平成27年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等	
	圏域平均	10.4	40.0	がんネットみやざき（平成27年度受診率） ※平均は、各がん検診受診率の算定方法が異なるため、一致しない。 ※受診率の目標根拠 国が「がん対策推進基本計画」では50%以上を目指し、当面は40%としている。	
	小林市	胃がん	10.0		40.0
		肺がん	11.9		
		大腸がん	13.6		
		子宮頸がん	13.7		
		乳がん	14.4		
		平均	12.9		
	えびの市	胃がん	4.2		40.0
肺がん		6.1			
大腸がん		10.0			
子宮頸がん		9.2			
乳がん		8.4			
平均		7.8			
高原町	胃がん	11.1	40.0		
	肺がん	1.9			
	大腸がん	15.1			
	子宮頸がん	7.9			
	乳がん	18.8			
	平均	11.1			

事業符号	ア	事業名	予防接種・個別検診体制強化事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
西諸地区市町保健連絡協議会において、予防接種及び個別検診等の保健サービスに関する充実策の検討や連携強化及び関係機関と連携して体制の強化を図る。						
【役割分担】						
圏域市町は、関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	3,245	649	649	649	649	649
	小林市	304	304	304	304	304
	えびの市	196	196	196	196	196
	高原町	149	149	149	149	149
特定財源						

事業符号	イ	事業名	健（検）診推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
健康教育や健康相談、訪問指導に加え、特定健診、がん検診などの健（検）診を実施し、圏域住民の健康を増進し、受診率の向上対策に取り組み、圏域の保健衛生水準の向上を図る。						
【役割分担】						
圏域市町は、関係機関と連携し、各種健（検）診の実施及び受診率向上対策に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	1,384,230	276,846	276,846	276,846	276,846	276,846
	小林市	166,444	166,444	166,444	166,444	166,444
	えびの市	73,513	73,513	73,513	73,513	73,513
	高原町	36,889	36,889	36,889	36,889	36,889
特定財源	がん検診推進事業費補助金、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業費補助金、健康増進事業費県補助金、特定健康診査等国・県負担金、県特別調整交付金、後期高齢者健康診査受託事業収入					

分野	(1) 保健・医療			
取組事項	④自殺対策の強化			
協定の内容	【取組内容】 相談体制及び啓発の事業連携を行い、自殺対策の強化を図る。			
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組むとともに、その調整を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	自殺予防対策事業		
【期待される効果】 こころの健康づくり及び自殺予防対策を圏域市町及び関係機関・団体が連携協力して取り組み、人と人とのつながりのある住み心地の良いまちづくりを目指すことで、圏域市町の住民の意識啓発と自殺者の減少につながる。				
成果指標 (KPI)	【指標】 自殺死亡率（人口10万人に対して）			（単位： — ）
		現状値 （平成27年度）	目標値 （平成34年度）	現状値の出所等
	平均	42.4（自殺者数32）	18.5	宮崎県衛生統計年報 宮崎県自殺対策行動計画（第3期計画）
	小林市	40.9（自殺者数19）	18.5	
	えびの市	50.7（自殺者数10）	18.5	
高原町	32.2（自殺者数 3）	18.5		

事業符号	ア	事業名	自殺予防対策事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 こころの健康づくり及び自殺予防対策について、正しい知識の普及啓発や相談体制の充実に取り組む。						
【役割分担】 圏域市町は、関係機関・団体と連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	46,050	9,210	9,210	9,210	9,210	9,210
	小林市	3,965	3,965	3,965	3,965	3,965
	えびの市	656	656	656	656	656
	高原町	4,589	4,589	4,589	4,589	4,589
特定財源	地域自殺対策緊急強化交付金					

分野	(2) 福祉・介護・子育て			
取組事項	①地域包括ケアシステムの構築			
協定の内容	【取組内容】 地域包括ケアシステムの柱となる在宅医療・介護連携を推進する。			
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関と連携して、地域包括ケアシステムを構築する。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係機関と連携して、地域包括ケアシステムを構築する。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	地域包括ケアシステムの構築事業		
【期待される効果】 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される。				
成果指標 (KPI)	【指標】 訪問看護とその他の介護サービスの併用利用者数（単位： 人 ）			
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等
	合計	173	239	訪問看護とその他の介護サービスの併用利用者数 (各年度4月実績分)
	小林市	95	130	
	えびの市	57	80	
高原町	21	29		

事業符号	ア	事業名	地域包括ケアシステムの構築事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 「地域包括ケアシステム」の柱となる「在宅医療・介護連携」を始めとした地域に即した各種事業を包括的に提供する。						
【役割分担】 圏域市町は、共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
		69,885	13,977	13,977	13,977	13,977
	小林市	8,015	8,015	8,015	8,015	8,015
	えびの市	3,791	3,791	3,791	3,791	3,791
	高原町	2,171	2,171	2,171	2,171	2,171
特定財源						

分野	(2) 福祉・介護・子育て					
取組事項	②高齢者・障がい者福祉の充実					
協定の内容	【取組内容】 障がい者相談支援業務について、利用件数が増える取組（巡回相談日を設定等）等を検討する。 また、圏域市町の高齢者部門、障がい者部門において共同で権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築について検討する。					
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関と連携して、障がい者相談支援事業に関する事業を実施するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を調査・研究する。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係機関と共同して、障がい者相談支援事業に関する事業を実施するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を調査・研究する。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	障がい者相談支援事業				
	イ	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築事業				
【期待される効果】 増加する相談業務等に対応する職員の確保及び情報の共有化が図られ、障がい者福祉の向上につながる。 権利擁護支援の必要な人の相談・対応体制の整備が図られ、発見・支援につながる。						
成果指標（KPI）	【指標】 障がい者相談支援事業 (単位： 件)					
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等		
	合計	1,325	1,700	指定相談支援事業者からの実績報告		
	小林市	979	1,000			
	えびの市	68	400			
高原町	278	300				
事業符号	ア	事業名	障がい者相談支援事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 圏域市町で指定相談支援事業者へ委託し、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言など障がい者福祉サービスの利用支援や権利擁護のための必要な援助を行う。						
【役割分担】 圏域市町は、共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
		37,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	小林市	4,443	4,443	4,443	4,443	4,443
	えびの市	1,987	1,987	1,987	1,987	1,987
	高原町	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
特定財源						

事業符号	イ	事業名	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
<p>成年後見制度の利用促進に関する法律により、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備が定められた。圏域で整備できないか調査・研究する。</p>						
【役割分担】						
<p>圏域市町は、連携して先進事例及び地域資源を調査・研究し、圏域で整備できないか検討する。 小林市は、取組の調整を行う。</p>						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	小林市	研究・検討	—	—	—	—
	えびの市	研究・検討	—	—	—	—
	高原町	研究・検討	—	—	—	—
特定財源						

分野		(2) 福祉・介護・子育て		
取組事項		③子育て支援の充実		
協定の 内容	【取組内容】 ファミリー・サポート・センターについて、平成30年度に圏域市町での事業体制が整うことになり、市町間での連携及び広域的な取組を検討する。 また、K E Tサンシャインネットワークにおいて圏域市町での取組を進める。			
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、ファミリー・サポート・センター事業の対象区域の圏域への拡大に取り組むとともに、子育て支援イベント等の企画、開催及び取組の調整を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、ファミリー・サポート・センター事業の対象区域の圏域への拡大に取り組むとともに、子育て支援イベント等の企画、開催を行う。			
具体的 な取組	符号	事業名		
	ア	ファミリー・サポート・センター事業		
	イ	地域子育て支援センター事業		
【期待される効果】 子育て支援サービスの選択肢が増えることにより、安心して子育てができる環境整備につながる。				
成果 指標 (K P I)	【指標】 ファミリー・サポート・センター事業利用者数 (単位： 人)			
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等
	合計	609	670	ファミリー・サポート・センター活動報告書
	小林市	284	300	
	えびの市	325	350	
高原町	0	20		

事業符号	ア	事業名	ファミリー・サポート・センター事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
ファミリー・サポート・センター事業の対象区域を圏域へ拡大することに取り組み、子育ての「手助けをして欲しい人」と「手助けができる人」が会員登録を行い、地域において相互に助け合う福祉サービスを提供する。						
【役割分担】						
圏域市町は、連携して事業に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	25,055	5,011	5,011	5,011	5,011	5,011
	小林市	2,911	2,911	2,911	2,911	2,911
	えびの市	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	高原町	100	100	100	100	100
特定財源						

事業符号	イ	事業名	地域子育て支援センター事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域内の子育て支援センターのイベントの合同開催や、圏域市町で持ち回りによる子育て支援合同イベントを企画、開催する。						
【役割分担】						
圏域市町は、共同で事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	180,080	36,016	36,016	36,016	36,016	36,016
	小林市	24,951	24,951	24,951	24,951	24,951
	えびの市	7,842	7,842	7,842	7,842	7,842
	高原町	3,223	3,223	3,223	3,223	3,223
特定財源						

分野	(3) 教育・文化芸術					
取組事項	①生涯学習の推進					
協定の内容	【取組内容】 生涯学習講座を圏域市町で開催するための統一した実施方法の検討や、圏域市町で作成した生涯学習人材バンク冊子を配布し、多種多様なニーズに対応する有効な活用方法の検討などに取り組み、生涯学習の推進を図る。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、生涯学習講座の実施と生涯学習人材バンクの設置を推進し、生涯学習人材バンク冊子を配布し、円滑な運用と活用について取り組むとともに、その調整を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、生涯学習講座の実施と生涯学習人材バンクの設置を推進し、生涯学習人材バンク冊子を配布し、円滑な運用と活用について取り組む。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	生涯学習推進事業				
【期待される効果】 圏域内での学習の機会や情報提供により、学習活動や地域活動につなげ、地域間交流により生きがいがづくりや学習意欲の向上を図ることができる。 また、学習成果を地域に還元し、生かすことでまちづくりの社会参画を担う人材育成や地域の魅力の底上げが期待できる。						
成果指標 (KPI)	【指標】	小林市、えびの市、高原町の共同開催講座のそれぞれ（単位：人） 現在の在勤参加者数				
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等		
	合計	40	60	圏域市町連携で実施する生涯学習講座の参加者数		
	小林市	37	39			
	えびの市	3	14			
高原町	0	7				
事業符号	ア	事業名	生涯学習推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 圏域での自発的な学習活動を促進し、生涯学習のきっかけとなる生きがいがづくりの一環として、受講生同士の地域間の交流の拠点としていく。						
【役割分担】 学習機会の提供の場を圏域で広げ、圏域市町での開催及び受講が自由にできる体制づくりをする。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	小林市	研究・検討	—	—	—	—
	えびの市	研究・検討	—	—	—	—
	高原町	研究・検討	—	—	—	—
特定財源						

分野		(3) 教育・文化芸術		
取組事項		②文化芸術の振興		
協定の内容	【取組内容】 地域の文化財、伝統芸能等の存在及び伝承の重要性に対する理解を深めるために、その素晴らしさを知る機会の提供や保存団体等への支援、団体相互の親睦を図るため広域的に取り組む。 また、文化芸術イベント等を共同開催し、文化的な意識の高揚を図り、住民が質の高い多様な文化や芸術に親しむ機会の提供に取り組む。			
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、圏域の文化財及び文化芸術さらには関係団体への支援等広域的な普及広報に資する取組を行うとともに、その調整を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、圏域の文化財及び文化芸術さらには関係団体への支援等広域的な普及広報に資する取組を行う。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	文化財保存・活用事業		
	イ	ガイドボランティア育成事業		
	ウ	文化芸術イベント等開催事業		
	エ	郷土芸能伝承普及事業		
【期待される効果】 広域的に文化・芸術鑑賞等のイベントを合同開催することにより、住民に質の高い多様な文化や芸術に親しむ機会を提供するとともに、圏域の貴重な文化財や伝統文化等への理解を深めることにより、郷土愛の醸成を図ることが期待できる。 また、文化財マップの作成や広域ガイドボランティアの育成により、圏域外からの交流人口増が期待できる。				
成果指標（KPI）	【指標】 文化財等のガイドボランティア会員数 (単位： 人)			
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等
	合計	59	84	文化財等のガイドができるガイドボランティア会員数
	小林市	20	30	
	えびの市	39	44	
高原町	0	10		

事業符号	ア	事業名	文化財保存・活用事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域内の貴重な文化財を網羅したマップを作成して、広域的な文化財の歴史的関連性などを確認し、圏域住民等へ文化財の普及広報を図る。						
【役割分担】						
圏域市町は、共同又は連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	小林市	研究・検討	—	—	—	—
	えびの市	研究・検討	—	—	—	—
	高原町	研究・検討	—	—	—	—
特定財源						

事業符号	イ	事業名	ガイドボランティア育成事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
郷土への愛着と文化財保護の意識向上及び文化財の普及活動の推進を図るため文化財ガイドボランティアを育成する。						
【役割分担】						
圏域市町は、圏域市町及び関係団体と連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	小林市	研究・検討	—	—	—	—
	えびの市	研究・検討	—	—	—	—
	高原町	研究・検討	—	—	—	—
特定財源						

事業符号	ウ	事業名	文化芸術イベント等開催事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
優れた音楽・地域の伝統芸能等による芸術鑑賞や、地域の歴史を学ぶ文化財展示学習などの地域の文化に触れる機会を提供し、地域の文化を享受する機会や子ども達への教育普及活動の拡大を目指す。						
【役割分担】						
圏域市町は、共同又は連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	小林市	研究・検討	—	—	—	—
	えびの市	研究・検討	—	—	—	—
	高原町	研究・検討	—	—	—	—
特定財源						

事業符号	エ	事業名	郷土芸能伝承普及事業			実施市町	小林市、えびの市、高原町
【事業概要】							
郷土芸能の伝統普及を図るため、関係団体への支援や関連イベントを実施する。							
【役割分担】							
圏域市町は、共同又は連携し、事業を実施する。 小林市は、取組の調整を行う。							
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
	小林市	研究・検討	—	—	—	—	
	えびの市	研究・検討	—	—	—	—	
	高原町	研究・検討	—	—	—	—	
特定財源							

分 野	(4) 農林畜産業の振興					
取組事項	①有害鳥獣被害防止対策					
協定の内容	【取組内容】 有害鳥獣被害の防止は、効果的な駆除、圏域における防護柵の設置及び追い払い活動を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、その調整を行う。 また、狩猟担い手の確保に向けての取組を検討する。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、狩猟担い手の確保に向けての取組を検討する。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	有害鳥獣駆除対策事業				
【期待される効果】 連携して行うことにより、効果的な捕獲対策と狩猟担い手の育成が図られる。						
成果指標 (KPI)	【指標】 特定鳥獣捕獲頭数 (単位： 頭)					
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等		
	合計	4,277	4,610	有害鳥獣捕獲実績・計画（イノシシ、シカ、サル）		
	小林市	2,499	2,750			
	えびの市	1,327	1,400			
高原町	451	460				
事業符号	ア	事業名	有害鳥獣駆除対策事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 カラス、シカ、イノシシ等の有害鳥獣駆除及び電気柵の設置等による被害防止対策について、市町境における対策等の協議を行いながら実施する。						
【役割分担】 圏域市町は、連携・協力して事業に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	513,970	102,794	102,794	102,794	102,794	102,794
	小林市	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
	えびの市	43,794	43,794	43,794	43,794	43,794
	高原町	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
特定財源	鳥獣保護区被害防止対策事業費補助金、シカ捕獲促進事業費補助金、鳥獣被害対策交付金事業、鳥獣被害防止緊急整備事業					

分野	(4) 農林畜産業の振興					
取組事項	②農業の振興					
協定の内容	【取組内容】 西諸畑地かんがい事業の推進により、水を活用した営農の啓発を行う。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、西諸畑地かんがい事業の推進に取り組む。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、西諸畑地かんがい事業の推進に取り組む。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業				
【期待される効果】 圏域市町、共同で行うことにより、効率的かつ効果的に実施できる。						
成果指標 (KPI)	【指標】 関連（県営）事業実施（完了含む）地区数 （単位： 地区 ）					
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等		
	合計	28 (1)	47 (1)	※地区数の () 書きは、小林市とえびの市にまたがる「千歳・環野地区」で内数 ※事業開始からの累計		
	小林市	18 (1)	28 (1)			
	えびの市	5 (1)	11 (1)			
高原町	6 (0)	9 (0)				
事業符号	ア	事業名	西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会運営事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 西諸地区農業水利総合開発事業促進協議会において、畑地かんがい事業の啓発や早期完成を目指し事業の推進を図る。						
【役割分担】 圏域市町は、必要な経費を負担する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	12,740	2,970	2,970	2,800	2,000	2,000
	小林市	1,508	1,508	1,740	1,250	1,250
	えびの市	667	667	430	300	300
	高原町	795	795	630	450	450
特定財源						

分野		(4) 農林畜産業の振興				
取組事項		③林業の振興				
協定の内容	【取組内容】					
	再造林対策について、補助事業の検討を行い、再造林率の向上に取り組む。					
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係機関と連携し、再造林率の向上に取り組むとともに、「山村地域の持続的発展推進西諸県地区協議会」等を通じて取組の調整を行う。					
【乙（えびの市、高原町）の役割】						
甲及び関係機関と連携し、再造林率の向上に取り組む。						
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	再造林に対する補助事業の検討				
【期待される効果】						
連携して行うことにより、効果的な再造林率の向上が図られる。						
成果指標 (KPI)	【指標】 再造林率 (単位: %)					
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等		
	平均	44	56	再造林計画面積÷伐採届の届出面積×100		
	小林市	45	57			
	えびの市	39	55			
高原町	33	57				
事業符号	ア	事業名	再造林に対する補助事業の検討	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
森林整備事業に対する上乗せ補助及び単独補助事業について検討する。						
【役割分担】						
甲乙は再造林に対する補助事業を検討するとともに、甲は検討内容の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	小林市	研究・検討	—	—	—	—
	えびの市	研究・検討	—	—	—	—
	高原町	研究・検討	—	—	—	—
特定財源						

分野		(4) 農林畜産業の振興		
取組事項		④畜産の振興		
協定の 内容	【取組内容】 口蹄疫、鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の侵入を未然に防止するため、農場防疫、地域防疫、万一の発生に備えた迅速な防疫措置を柱として一層の連携強化を図る。 また、肉用牛振興及び酪農振興について、圏域一体となって、繁殖基盤の整備強化による地域飼養頭数の増加を目指し、更に新規種雄牛の造成、酪農ヘルパーの充実など各種施策を進めていく。			
	【甲（小林市）の役割】 各種部会、技術員会等の定例会等での情報共有により、乙との連携強化を図り、畜産振興に資する事業を実施するとともに、取組の調整を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 各種部会、技術員会等の定例会等での情報共有により、甲との連携強化を図り、畜産振興に資する事業を実施する。			
具 体 的 な 取 組	符号	事業名		
	ア	家畜衛生対策事業		
	イ	肉用牛振興対策事業		
	ウ	酪農振興対策事業		
【期待される効果】 畜産における和牛繁殖や酪農の部門においては、圏域内で出荷等や生産体制がほぼ同一であるため、施策等が統一しやすく、共同で行うことにより効率的、効果的に実施できる。				
成 果 指 標 (K P I)	【指標】 和牛繁殖雌牛頭数 (単位： 頭)			
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等
	合計	18,846	19,200	和牛繁殖農家を対象に12月に実施する母牛調査時の数値
	小林市	11,026	11,300	
	えびの市	3,529	3,600	
高原町	4,291	4,300		

事業符号	ア	事業名	家畜衛生対策事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域市町ごとに自衛防疫推進協議会を中心として、畜産農家（牛、豚、鳥）へ薬剤等の配布による啓発、巡回消毒事業の実施、奇形予防のための異常産ワクチン接種等の実施により地域防疫の強化を図る。						
【役割分担】						
圏域市町は、関係機関と連携し事業を推進する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	95,350	19,070	19,070	19,070	19,070	19,070
	小林市	9,369	9,369	9,369	9,369	9,369
	えびの市	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
	高原町	4,201	4,201	4,201	4,201	4,201
特定財源						

事業符号	イ	事業名	肉用牛振興対策事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
将来の担い手不足を鑑み、繁殖生産基盤の強化、分業化等による生産コストの低減、分娩間隔の短縮等の生産性向上に取り組み、儲かる和牛繁殖経営を推進し所得の拡大を図る。						
【役割分担】						
圏域市町は、関係機関と連携し事業を推進する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	177,430	34,751	34,751	35,666	36,666	35,596
	小林市	13,538	13,538	13,538	13,538	13,538
	えびの市	13,528	13,528	13,528	13,528	13,528
	高原町	7,685	7,685	8,600	9,600	8,530
特定財源						

事業符号	ウ	事業名	酪農振興対策事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
生乳生産が安定して行える状態を目指し、生涯生産性に優れた牛群の整備や畜舎環境改善による生産量の拡大を図り、受精卵等を活用した乳肉複合経営を推進し所得の拡大を図る。						
【役割分担】						
圏域市町は、関係機関と連携し事業を推進する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	61,685	12,657	12,657	12,657	11,857	11,857
	小林市	5,561	5,561	5,561	5,561	5,561
	えびの市	2,560	2,560	2,560	2,560	2,560
	高原町	4,536	4,536	4,536	3,736	3,736
特定財源						

分野	(5) 商工・観光業の振興					
取組事項	①圏域物産品の認知度向上の取組の推進					
協定の内容	【取組内容】 都市部での「にしもろマルシェ」（物産展）を開催する。					
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係団体と連携し、圏域物産品のPR活動及び販売促進に資する取組を行うとともに、その調整を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係団体と連携し、圏域物産品のPR活動及び販売促進に資する取組を行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	物産展開催事業				
【期待される効果】 大都市圏域において、圏域市町合同での観光物産展を開催することにより、特産品の販売促進、PR活動に資することができる。						
成果指標 (KPI)	【指標】 合同物産展における売上額 (単位： 千円)					
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等		
	合計	2,800	3,300	実績額		
	小林市	—	—			
	えびの市	—	—			
高原町	—	—				
事業符号	ア	事業名	物産展開催事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 都市圏での観光物産展等のイベント開催を通じて、圏域の物産販売や情報発信を圏域合同で行う。						
【役割分担】 圏域市町は、連携・協力し、事業の実施に取り組む。 実行委員会の事務局は各圏域市町の持ち回りとする。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	36,500	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
	小林市	5,300	5,300	5,000	5,000	5,000
	えびの市	1,000	1,000	1,150	1,150	1,150
	高原町	1,000	1,000	1,150	1,150	1,150
特定財源						

分野	(5) 商工・観光業の振興					
取組事項	②企業誘致の推進					
協定の内容	【取組内容】 企業誘致活動について、圏域市町及び宮崎県とも連携して積極的に取り組む。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、圏域市町連携による企業誘致の推進に取り組む。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、圏域市町連携による企業誘致の推進に取り組む。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	企業誘致推進事業				
	イ	就職説明会開催事業				
【期待される効果】 それぞれの特徴を生かした企業誘致が可能になる。						
成果指標 (KPI)	【指標】 企業立地件数 (単位： 件)					
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等		
	合計	7	7	圏域市町担当課実績		
	小林市	4	4			
	えびの市	2	2			
	高原町	1	1			
事業符号	ア	事業名	企業誘致推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 企業誘致に関連する各種展示会への合同参加やパンフレットを活用しての誘致活動を行う。						
【役割分担】 圏域市町は、県及び圏域市町と連携して、事業を実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	15,500	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
	小林市	300	300	300	300	300
	えびの市	300	300	300	300	300
	高原町	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
特定財源						

事業符号	イ	事業名	就職説明会開催事業				実施市町	小林市、えびの市、高原町		
【事業概要】										
圏域市町合同で就職説明会を開催することにより、圏域内での雇用の確保を図る。										
【役割分担】										
圏域市町は、県及び圏域市町と連携して、事業を実施する。										
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度				
	700	140	140	140	140	140				
	小林市	110	110	110	110	110				
	えびの市	15	15	15	15	15				
	高原町	15	15	15	15	15				
特定財源										

分野		(5) 商工・観光業の振興																																																		
取組事項		③広域観光の推進																																																		
協定の内容	【取組内容】 圏域の恵まれた観光資源を生かし、広域での観光による“稼ぐ力”の創出や、インバウンドを見据えた観光産業の活性化を推進する。 また、圏域内外からの人の流れを戦略的に創出し、観光による地域づくりを実現するため、広域的な観光推進体制である、観光DMOの設立を目指す。																																																			
	【甲（小林市）の役割】 乙及び関係団体と連携し、広域的観光の推進、個別観光推進体制の確立及び圏域での地域連携DMO設立に向けて取り組む。																																																			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び関係団体と連携し、広域的観光の推進、個別観光推進体制の確立及び圏域での地域連携DMO設立に向けて取り組む。																																																			
具体的な取組	符号	事業名																																																		
	ア	地域連携DMO設立推進事業																																																		
【期待される効果】 広域的な観光推進体制を確立することにより、圏域全体の稼ぐ力を創出し、所得を増やすことで、暮らしや文化の維持・向上を図る。																																																				
成果指標 (KPI)	【指標】 地域連携DMOの設立 (単位： 団体)																																																			
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等																																																
	合計	0	1	—																																																
	小林市	—	—																																																	
	えびの市	—	—																																																	
高原町	—	—																																																		
<table border="1"> <tr> <td>事業符号</td> <td>ア</td> <td>事業名</td> <td>地域連携DMO設立推進事業</td> <td>実施市町</td> <td>小林市、えびの市、高原町</td> </tr> <tr> <td colspan="6">【事業概要】 地域連携DMOの設立に向けて、協議・検討を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">【役割分担】 圏域市町は、連携・協力して、事業の実施に取り組む。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業費 (千円)</td> <td>総事業費</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> <td>平成32年度</td> <td>平成33年度</td> <td>平成34年度</td> </tr> <tr> <td>小林市</td> <td>協議・検討</td> <td>協議・検討</td> <td>協議・検討</td> <td>協議・検討</td> <td rowspan="3">設立（予定）</td> </tr> <tr> <td>えびの市</td> <td>協議・検討</td> <td>協議・検討</td> <td>協議・検討</td> <td>協議・検討</td> </tr> <tr> <td>高原町</td> <td>協議・検討</td> <td>協議・検討</td> <td>協議・検討</td> <td>協議・検討</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>						事業符号	ア	事業名	地域連携DMO設立推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	【事業概要】 地域連携DMOの設立に向けて、協議・検討を行う。						【役割分担】 圏域市町は、連携・協力して、事業の実施に取り組む。						事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	小林市	協議・検討	協議・検討	協議・検討	協議・検討	設立（予定）	えびの市	協議・検討	協議・検討	協議・検討	協議・検討	高原町	協議・検討	協議・検討	協議・検討	協議・検討	特定財源					
事業符号	ア	事業名	地域連携DMO設立推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町																																															
【事業概要】 地域連携DMOの設立に向けて、協議・検討を行う。																																																				
【役割分担】 圏域市町は、連携・協力して、事業の実施に取り組む。																																																				
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度																																														
	小林市	協議・検討	協議・検討	協議・検討	協議・検討	設立（予定）																																														
	えびの市	協議・検討	協議・検討	協議・検討	協議・検討																																															
	高原町	協議・検討	協議・検討	協議・検討	協議・検討																																															
特定財源																																																				

分野		(5) 商工・観光業の振興		
取組事項		④体験型・滞在型観光の推進		
協定の 内容	【取組内容】 北きりしま田舎物語推進協議会の活動は、圏域内外の住民との交流を促進し、地域活性化が図られるため、今後も支援を継続する。 また、圏域の温泉施設、宿泊施設等を生かしたスポーツ大会及び合宿等の誘致に積極的な連携により取り組む。			
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、グリーンツーリズム及び農家民泊を推進することにより、新たな観光地づくりに取り組むとともに、圏域市町が有するスポーツ施設等を有効活用した、大会及び合宿等の誘致に取り組む。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、グリーンツーリズム及び農家民泊を推進することにより、新たな観光地づくりに取り組むとともに、圏域市町が有するスポーツ施設等を有効活用した、大会及び合宿等の誘致に取り組む。			
具 体 的 な 取 組	符号	事業名		
	ア	農家民泊、グリーンツーリズム推進事業		
	イ	スポーツ大会・合宿誘致等推進事業		
【期待される効果】 合宿及び大会等を誘致することによる、経済波及効果及び農家民泊、修学旅行受入れによる交流人口の増加と圏域内の活性化が図られる。				
成 果 指 標 (K P I)	【指標】 農家民泊受入人数 (単位： 人)			
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等
	合計	1,169	2,100	北きりしま田舎物語推進協議会からの実績報告
	小林市	—	—	
	えびの市	—	—	
高原町	—	—		

事業符号	ア	事業名	農家民泊、グリーンツーリズム推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
都市と農村との交流など圏域内外の住民との交流を促進し、地域活性化を図るため、農家民泊を柱とした圏域内連携による体験型観光の推進や修学旅行の誘致について検討・協議を行う。						
【役割分担】						
圏域市町は、連携・協力して事業の実施に取り組む。 小林市は取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	32,960	6,496	6,616	6,616	6,616	6,616
	小林市	3,609	3,676	3,676	3,676	3,676
	えびの市	1,877	1,911	1,911	1,911	1,911
	高原町	1,010	1,029	1,029	1,029	1,029
特定財源	県市町村間連携支援交付金					

事業符号	イ	事業名	スポーツ大会・合宿誘致等推進事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域市町が有するスポーツ施設、観光資源、人材等を広く活用したスポーツ大会及び合宿の誘致等を行う。						
【役割分担】						
圏域市町は、連携・協力して事業の実施に取り組む。 小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	79,832	15,590	15,902	15,902	16,219	16,219
	小林市	5,896	6,014	6,014	6,134	6,134
	えびの市	5,610	5,722	5,722	5,836	5,836
	高原町	4,084	4,166	4,166	4,249	4,249
特定財源						

分野		(6) 防災				
取組事項		①防災体制の整備				
協定の内容	【取組内容】 圏域市町における情報収集及び情報伝達手段の確立を図る。 また、必要資機材の検討及び災害時の輸送体制について、輸送を最小限にするための分散配置及び輸送体制の検討を行い、圏域における防災体制の整備を図る。					
	【甲（小林市）の役割】 圏域市町の情報集約を行うとともに、圏域における防災の拠点となる体制整備の中核となる。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 圏域住民へ防災及び減災の広報活動を行うとともに、相互援護体制の強化を図る。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	防災情報伝達システム等管理事業				
	イ	広域的資機材・備蓄等整備事業				
【期待される効果】 情報伝達方法が確立され、さらに、資機材等が広域的に整備されることによって、災害時の迅速な対応が可能となる。						
成果指標 (KPI)	【指標】 電話回線状態の確認回数 (単位： 回)					
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等		
	合計	36	45	毎月1回の衛星電話試験とともに、圏域市町での防災訓練時での通信訓練。常時この通信回線の状態を維持する。		
	小林市	12	15			
	えびの市	12	15			
高原町	12	15				
事業符号	ア	事業名	防災情報伝達システム等管理事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 大規模災害が発生した場合に備え、通信網の一つとして衛星電話を常備し、常に通信状況を確認するとともに、相互の連携を図る。						
【役割分担】 圏域市町は、バックアップ拠点として常に通信手段の確保に努める。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
		1,705	341	341	341	341
	小林市		164	164	164	164
	えびの市		98	98	98	98
	高原町		79	79	79	79
特定財源						

事業符号	イ	事業名	広域的資機材・備蓄等整備事業			実施市町	小林市、えびの市、高原町
【事業概要】							
西諸広域消防本部において、年次計画に基づき食料・飲料水・資機材の購入を行い、災害に備える。							
【役割分担】							
圏域市町は、負担割合に応じて購入費負担分を負担する。							
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
	1,245	375	159	276	159	276	
	小林市	226	96	166	96	166	
	えびの市	96	41	71	41	71	
	高原町	53	22	39	22	39	
特定財源							

分野		(7) 環境																																																																
取組事項		①一般廃棄物処理の広域化の推進																																																																
協定の内容	【取組内容】 小林市で行っている廃プラスチックの共同処理を継続する中で、年次的な施設・設備の調整を図る。																																																																	
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、廃プラスチックの共同処理及び施設・設備の調整について、検討する。																																																																	
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、廃プラスチックの共同処理及び施設・設備の調整について、検討する。																																																																	
具体的な取組	符号	事業名																																																																
	ア	廃プラスチック処理事業																																																																
【期待される効果】 圏域市町のリサイクル率の向上が期待できる。																																																																		
成果指標 (KPI)	【指標】 廃プラスチック製品量 (単位: トン)																																																																	
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等																																																														
	合計	572	590	廃プラスチック中間処理場による製品量																																																														
	小林市	392	400																																																															
	えびの市	104	110																																																															
高原町	76	80																																																																
<table border="1"> <tr> <td>事業符号</td> <td>ア</td> <td>事業名</td> <td>廃プラスチック処理事業</td> <td>実施市町</td> <td colspan="2">小林市、えびの市、高原町</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【事業概要】 小林市において廃プラスチックの中間処理を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【役割分担】 小林市は受託し、えびの市・高原町は小林市に委託を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業費 (千円)</td> <td>総事業費</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> <td>平成32年度</td> <td>平成33年度</td> <td>平成34年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>109,505</td> <td>21,901</td> <td>21,901</td> <td>21,901</td> <td>21,901</td> </tr> <tr> <td>小林市</td> <td>13,030</td> <td>13,030</td> <td>13,030</td> <td>13,030</td> <td>13,030</td> </tr> <tr> <td>えびの市</td> <td>5,242</td> <td>5,242</td> <td>5,242</td> <td>5,242</td> <td>5,242</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高原町</td> <td>3,629</td> <td>3,629</td> <td>3,629</td> <td>3,629</td> <td>3,629</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定財源</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>							事業符号	ア	事業名	廃プラスチック処理事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町		【事業概要】 小林市において廃プラスチックの中間処理を行う。							【役割分担】 小林市は受託し、えびの市・高原町は小林市に委託を行う。							事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度		109,505	21,901	21,901	21,901	21,901	小林市	13,030	13,030	13,030	13,030	13,030	えびの市	5,242	5,242	5,242	5,242	5,242		高原町	3,629	3,629	3,629	3,629	3,629	特定財源						
事業符号	ア	事業名	廃プラスチック処理事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町																																																													
【事業概要】 小林市において廃プラスチックの中間処理を行う。																																																																		
【役割分担】 小林市は受託し、えびの市・高原町は小林市に委託を行う。																																																																		
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度																																																												
		109,505	21,901	21,901	21,901	21,901																																																												
	小林市	13,030	13,030	13,030	13,030	13,030																																																												
	えびの市	5,242	5,242	5,242	5,242	5,242																																																												
	高原町	3,629	3,629	3,629	3,629	3,629																																																												
特定財源																																																																		

分野	(8) その他					
取組事項	①えびの駐屯地の存続等についての活動の連携					
協定の内容	【取組内容】 圏域市町の首長・議長を中心として、えびの駐屯地存続等の要望活動を継続する。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、駐屯地のあるえびの市を中心として、駐屯地存続のための活動を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、駐屯地のあるえびの市を中心として、駐屯地存続のための活動を行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	えびの駐屯地存続・強化支援事業				
【期待される効果】 えびの駐屯地が存続することによって、災害発生時に迅速に対応できるほか、圏域住民への日頃からの協力が得られ、圏域市町の定住人口の維持、増加が期待できる。						
成果指標（KPI）	【指標】 要望活動の維持による隊員数の確保 (単位： 人)					
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等		
	隊員数	600	650	えびの駐屯地の隊員数		
	小林市	—	—			
	えびの市	—	—			
高原町	—	—				
事業符号	ア	事業名	えびの駐屯地存続・強化支援事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 年2回、西部方面総監部、防衛省及び関係国会議員に対し、えびの駐屯地の存続要望活動を行う。						
【役割分担】 えびの市を中心として、圏域市町が連携し活動を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	7,960	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592
	小林市	400	400	400	400	400
	えびの市	792	792	792	792	792
	高原町	400	400	400	400	400
特定財源						

分野	(8) その他					
取組事項	②交通安全・防犯対策の充実					
協定の内容	【取組内容】 交通安全・地域安全・暴力追放西諸大会を2年に1回の持ち回りで継続する。					
	【甲（小林市）の役割】 乙及び所管警察署と連携し、交通安全、防犯への意識向上のための事業を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲及び所管警察署と連携し、交通安全、防犯への意識向上のための事業を行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	交通安全・防犯研修会開催事業				
【期待される効果】 交通安全・防犯に対する一体的な意識の向上を図る。 広域的に行うことによって所管警察署との連携強化が図られ、事業費の効率化につながる。						
成果指標 (KPI)	【指標】 交通事故件数 (単位： 件)					
		現状値 (平成29年)	目標値 (平成34年)	現状値の出所等		
	合計	370	155	県警本部交通企画課集計の交通事故件数		
	小林市	246	100			
	えびの市	88	40			
高原町	36	15				
事業符号	ア	事業名	交通安全・防犯研修会開催事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 2年に一度各圏域市町持ち回りで交通安全・地域安全・暴力追放西諸大会を開催し、啓発を行う。						
【役割分担】 圏域市町のうち、一つが持ち回り開催の主催となり、主体的に大会を行うとともに、残りは連携し事業にあたる。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	1,506	502	—	502	—	502
	小林市	232	—	232	—	232
	えびの市	182	—	182	—	182
	高原町	88	—	88	—	88
特定財源						

分野		(8) その他		
取組事項		③男女共同参画社会の構築や人権啓発に関する連携		
協定の 内容	【取組内容】 男女共同参画及び人権啓発イベントについて、圏域市町独自で開催し、圏域全体へ周知、連携を図る。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づくあらゆる暴力の防止及び被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ること、また新たに制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策として、女性相談に係る取組について、圏域で充実するための連携強化を図る。			
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、圏域市町が開催する研修会、イベント等の情報を共有する機会を設け、圏域住民がどこでも自由に参加できる取組の調整を行うとともに、えびの市の女性相談所の利用促進を図る。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、独自で開催する研修会、イベント等に圏域住民が多数参加するよう啓発に努めるとともに、えびの市の女性相談所の利用促進を図る。			
具体的 な取組	符号	事業名		
	ア	男女共同参画啓発イベント開催事業		
	イ	人権啓発イベント開催事業		
	ウ	圏域内相談体制確立事業		
【期待される効果】 圏域住民がともに体験・学習できる場が設けられることで、圏域全体に男女共同参画社会、人権尊重社会づくりに対する共通認識と正しい理解の広まりが期待できる。 圏域をともにすることにより、女性相談所を設置していない市町も相談窓口の利用が可能となり、悩みを抱える女性の不安解消が図られる。				
成果 指標 (KPI)	【指標】 啓発イベント等への参加者数 (単位： 人)			
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等
	合計	208	1,420	現状値は、平成28年度に開催した高原町の実績人数 目標値は、平成26年度～平成28年度に開催した圏域市町の実績人数を参考に設定
	小林市	0	600	
	えびの市	0	520	
高原町	208	300		

事業符号	ア	事業名	男女共同参画啓発イベント開催事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域市町独自で、外部から専門家や著名な講師を招聘し講演会等のイベントを開催するが、西諸圏域の他市町住民にも参加を呼び掛け意識啓発を図る。						
【役割分担】						
圏域市町は、事業を開催する場合、圏域市町に情報提供するなど連携・協力し実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	6,330	1,258	1,258	1,258	1,258	1,298
	小林市	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003
	えびの市	240	240	240	240	240
	高原町	15	15	15	15	55
特定財源						

事業符号	イ	事業名	人権啓発イベント開催事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域市町独自で、外部から専門家や著名な講師を招聘し講演会等のイベントを開催するが、西諸圏域の他市町住民にも参加を呼び掛け意識啓発を図る。						
【役割分担】						
圏域市町は、事業を開催する場合、開催地以外の圏域市町に情報提供するなど連携・協力し実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	4,550	910	910	910	910	910
	小林市	400	400	400	400	400
	えびの市	480	480	480	480	480
	高原町	30	30	30	30	30
特定財源						

事業符号	ウ	事業名	圏域内相談体制確立事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
えびの市に設置されている女性相談所を、連携により小林市・高原町の住民も利用できる体制を継続する。						
【役割分担】						
えびの市は、女性相談所の運営を行い、小林市・高原町は地域住民に周知を図り運営に協力する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	10,950	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190
	小林市	0	0	0	0	0
	えびの市	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190
	高原町	0	0	0	0	0
特定財源						

分野	(8) その他			
取組事項	④消費者保護対策の強化			
協定の内容	【取組内容】 圏域市町で消費生活相談員を配置し体制の充実を図ることにより、保護対策の強化を図る。			
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、消費生活相談窓口を共同で設置し、その利用促進を図るとともに、取組の調整を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、消費生活相談窓口を共同で設置し、その利用促進を図る。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	消費者保護対策事業		
【期待される効果】 近年、多様化、複雑化する消費者トラブルに対応するため、専門の相談員を配置する。このことにより、圏域内の消費者が安心して安全な消費生活を送ることが期待できる。				
成果指標 (KPI)	【指標】 消費生活相談件数 (単位： 件)			
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等
	合計	28	182	現状値は、平成28年度の圏域市町で受けた消費生活相談件数。目標値は、平成29年度の上半期の相談件数を参考に設定。
	小林市	11	96	
	えびの市	12	50	
高原町	5	36		

事業符号	ア	事業名	消費者保護対策事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 圏域における消費生活相談を広域的に連携して行うために、小林市に西諸県地域消費生活相談窓口を設置し、専門の消費生活相談員を配置し、消費生活に関する相談に応じるとともに、圏域内の巡回相談を行い、住民サービスの向上に努める。						
【役割分担】 小林市で非常勤職員の消費生活相談員を雇用し、圏域市町は巡回相談に対応する。また、広域での消費生活相談にかかる経費について負担金を支払う。 相談窓口の周知を図り利用促進に努める。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	25,430	5,086	5,086	5,086	5,086	5,086
	小林市	4,140	4,140	4,140	4,140	4,140
	えびの市	646	646	646	646	646
	高原町	300	300	300	300	300
特定財源	消費者行政活性化基金事業補助金					

Ⅱ. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野		(1) 地域公共交通		
取組事項		①生活路線や交通手段の確保及び強化		
協定の内容	【取組内容】			
	<p>バス路線について、路線存続のための運行事業者への支援に加え、圏域市町連携による、利用促進のための事業の実施等により、バス利用者の拡大を図る。</p> <p>また、鉄道路線について、J R 吉都線の維持存続を図るため、吉都線利用促進協議会を中心に、沿線市町で連携した事業などに強力に取り組む。</p>			
	<p>【甲（小林市）の役割】</p> <p>乙と連携し、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行うとともに、バス利用に係る意識啓発等を行い利用の促進を図る。</p> <p>また、乙及び関係市町と連携し、イベント等の実施を通じて鉄道路線の利用促進を図るとともに、観光列車の誘致に向け取り組む。</p>			
具体的な取組	【乙（えびの市、高原町）の役割】			
	<p>甲と連携し、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行うとともに、バス利用に係る意識啓発等を行い利用の促進を図る。</p> <p>また、甲及び関係市町と連携し、イベント等の実施を通じて鉄道路線の利用促進を図るとともに、観光列車の誘致に向け取り組む。</p>			
	符号	事 業 名		
	ア	圏域生活バス路線支援事業		
	イ	吉都線利用促進協議会運営事業		
ウ	地域公共交通利用啓発事業			
エ	吉都線沿線市町連携活性化事業			
【期待される効果】				
<p>圏域住民の地域公共交通への機運醸成と利用促進が図られるとともに、圏域経済及び圏域の活性化が図られる。</p>				
成果指標 (K P I)	【指標】 路線バス及びJ R利用者数 (単位： 人)			
		現状値 (平成27年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等
	合計	683,266	572,462	現状値は、宮崎交通のH28実績報告書とJ R九州からの聞き取りより確認 (H27年度分)
	小林市	337,930	284,871	
	えびの市	266,345	221,095	
高原町	78,991	66,496		

事業符号	ア	事業名	圏域生活バス路線支援事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域を結ぶ生活路線を運行する事業者への運行経費の助成等を行う。						
【役割分担】						
圏域市町は、必要な経費を負担する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	69,875	13,975	13,975	13,975	13,975	13,975
	小林市	3,461	3,461	3,461	3,461	3,461
	えびの市	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127
	高原町	7,387	7,387	7,387	7,387	7,387
特定財源	県地方バス路線等運行維持対策事業費補助金					

事業符号	イ	事業名	吉都線利用促進協議会運営事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
ＪＲ吉都線の利用促進、沿線自治体の観光振興、情報発信、交流人口の拡大等を図るために協議会を運営する。						
【役割分担】						
関係市町が連携し、事業を実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	5,145	1,029	1,029	1,029	1,029	1,029
	小林市	355	355	355	355	355
	えびの市	360	360	360	360	360
	高原町	314	314	314	314	314
特定財源						

事業符号	ウ	事業名	地域公共交通利用啓発事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
地域公共交通の利用を促進するため、その役割、必要性、魅力等を地域住民にわかりやすく周知・啓発するための事業の実施について研究・検討を行う。						
【役割分担】						
圏域市町は、連携・協力して事業の実施に取り組む。小林市は取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	小林市	研究・検討	—	—	—	—
	えびの市	研究・検討	—	—	—	—
	高原町	研究・検討	—	—	—	—
特定財源						

事業符号	エ	事業名	吉都線沿線市町連携活性化事業			実施市町	小林市、えびの市、高原町
【事業概要】							
鉄道路線沿線地域の活性化と、観光列車の誘致を図るため、沿線市町を始め各種関係団体との連携を深めるための事業について研究・検討を行う。							
【役割分担】							
圏域市町は、連携・協力して事業の実施に取り組む。小林市は取組の調整を行う。							
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
	小林市	研究・検討	—	—	—	—	
	えびの市	研究・検討	—	—	—	—	
	高原町	研究・検討	—	—	—	—	
特定財源							

分野	(2) 道路等の交通インフラの整備			
取組事項	①幹線道路等の整備促進			
協定の内容	【取組内容】 (えびの市・小林市) 小林・えびの間道路改良促進期成同盟会による要望活動を行い、主要幹線道路に係る道路改良工事の新規実施計画の推進を図る。 (高原町・小林市) 小林市の川無・後谷線及び東麓・石瀬戸線、高原町の上平・高原駅線について事業促進を図る。新規路線の計画について、今後の社会情勢等を注視しながら検討する。 (小林市・えびの市・高原町) 広域道であり、かつ、緊急時の防災道路である「みやま霧島ロード」について、今後の方向性を検討する。			
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、圏域外とを結ぶ国道・県道等の主要幹線道路の整備促進について取り組むとともに、圏域の生活幹線道路、橋りょう等の整備を推進する。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、圏域外とを結ぶ国道・県道等の主要幹線道路の整備促進について取り組むとともに、圏域の生活幹線道路、橋りょう等の整備を推進する。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	主要幹線道路等整備促進事業		
	イ	川無・広原線道路改良事業		
	ウ	広域幹線道路等整備事業		
【期待される効果】 道路環境の整備により交通ネットワークを強化し、圏域住民の利便性の向上や地域の活性化及び安全安心な生活環境の改善を図る。				
成果指標 (KPI)	【指標】 舗装修繕延長（みやま霧島ロード）			(単位： km)
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等
	合計	5.5	10.2	小林市は、平成25年度から舗装補修を実施。 えびの市は、平成28年度から舗装補修を実施。 高原町は、平成27年度から舗装補修を実施。
	小林市	2.8	5.4	
	えびの市	0.5	1.5	
高原町	2.2	3.3		

事業符号	ア	事業名	主要幹線道路等整備促進事業	実施市町	小林市、えびの市	
【事業概要】						
圏域内の道路ネットワークの構築に必要な国道・県道等の整備を促進するために活動を行う。 (小林・えびの間道路改良促進期成同盟会において)						
【役割分担】						
圏域市町は、必要な経費を負担する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	500	100	100	100	100	100
	小林市	50	50	50	50	50
	えびの市	50	50	50	50	50
	高原町	—	—	—	—	—
特定財源						

事業符号	イ	事業名	川無・広原線道路改良事業	実施市町	小林市、高原町	
【事業概要】						
小林市と高原町を結ぶ市道と町道を同時に整備し、市町を結ぶ幹線道路として利活用する。						
【役割分担】						
圏域市町は、連携して事業を実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	353,000	113,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	小林市	99,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	えびの市	—	—	—	—	—
	高原町	14,000	10,000	10,000	10,000	10,000
特定財源	社会資本整備総合交付金					

事業符号	ウ	事業名	広域幹線道路等整備事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
広域的路線であるみやま霧島ロードについては、供用開始から年月も経過し交通量も多く路面の損傷が激しく、通行に支障をきたしている。今後、圏域市町において計画的な補修等を実施する。						
【役割分担】						
圏域市町は、連携して事業計画を策定し、実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	712,000	144,000	142,000	142,000	142,000	142,000
	小林市	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000
	えびの市	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	高原町	32,000	30,000	30,000	30,000	30,000
特定財源	社会資本整備総合交付金					

分野		(3) 移住促進		
取組事項		①移住定住の促進		
協定の内容	【取組内容】 移住定住情報の発信、空き家等情報バンク制度の充実、都市部での移住相談会への積極的な参加などの事業を実施し、圏域への移住促進という共通のスタンスで取り組むことで、移住施策の充実を図る。			
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携、協力して事業を実施するとともに、取組の調整を行う。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携、協力して事業を実施する。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	空き家バンク事業		
	イ	お試し滞在事業		
	ウ	地域おこし協力隊事業		
	エ	都市部でのPR・相談会開催事業		
【期待される効果】 圏域への移住促進施策の充実による人口減少抑制及び経済活動の活性化が期待できる。				
成果指標（KPI）	【指標】 移住世帯数 (単位： 世帯)			
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等
	合計	51	65	移住相談窓口による把握。担当課を通したり何らかの形での移住支援を受けて、移住に至った場合の累積。
	小林市	16	25	
	えびの市	23	25	
高原町	12	15		

事業符号	ア	事業名	空き家バンク事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
移住を希望する人に対して空き家・空き地情報を提供する制度。各圏域内の空き家・空き地の所有者とそれを求めている人のマッチングを行う。						
【役割分担】						
圏域市町は、連携・協力して合同で事業を実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	31,380	6,276	6,276	6,276	6,276	6,276
	小林市	4,280	4,280	4,280	4,280	4,280
	えびの市	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331
	高原町	665	665	665	665	665
特定財源	県移住等促進支援補助金					

事業符号	イ	事業名	お試し滞在事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
移住を目的として住居、仕事を探す人、移住先として検討している人が短期間の宿泊滞在に対応した事業。小林市は施設の有償提供、えびの市、高原町は宿泊費助成及びレンタカー代の補助を行う。						
【役割分担】						
圏域市町は、連携・協力して合同で事業を実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	16,435	3,287	3,287	3,287	3,287	3,287
	小林市	2,930	2,930	2,930	2,930	2,930
	えびの市	180	180	180	180	180
	高原町	177	177	177	177	177
特定財源	県移住等促進支援補助金					

事業符号	ウ	事業名	地域おこし協力隊事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
都市部から地方へ移住し、圏域市町が地域おこし協力隊として委嘱し、定住につなげる。都市部の人材の新しい目で、まちの新たな価値を見だし、地域活性化につなげる。						
【役割分担】						
圏域市町は、連携・協力して合同で事業を実施する。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	229,320	45,864	45,864	45,864	45,864	45,864
	小林市	24,864	24,864	24,864	24,864	24,864
	えびの市	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	高原町	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
特定財源						

事業符号	エ	事業名	都市部でのPR・相談会開催事業			実施市町	小林市、えびの市、高原町
【事業概要】							
都市部で開催される移住相談会に参加し、圏域市町のPR及び移住希望者の呼び込みを行う。							
【役割分担】							
圏域市町は、連携・協力して合同で事業を実施する。							
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
		21,460	4,292	4,292	4,292	4,292	4,292
	小林市		2,136	2,136	2,136	2,136	2,136
	えびの市		568	568	568	568	568
	高原町		1,588	1,588	1,588	1,588	1,588
特定財源	県移住等促進支援補助金						

Ⅲ. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野		(1) 宣言中心市等における人材の育成				
取組事項		①圏域職員の人材育成の推進				
協定の 内容	【取組内容】 圏域職員の参加による、共通する行政課題に対しての調査、研究を行い、情報共有、連携を図るとともに、市町村振興協会主催事業を活用しながら政策課題の調査、研究に取り組む。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、圏域で抱える行政課題等に対応した共同研究活動等に取り組むとともに、その調整を行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、圏域で抱える行政課題等に対応した共同研究活動等に取り組む。					
具 体 的 な 取 組	符号	事 業 名				
	ア	ふるさと再生合同調査研究事業				
【期待される効果】 地域が抱える諸課題等を共有することにより、圏域市町の枠を越えて問題を解決する力が養われる。また共同で課題解決に取り組むことで、職員同士の信頼感が生まれ活発な交流が期待できる。						
成 果 指 標 (K P I)	【指標】 合同調査研究テーマ数 (単位： 個)					
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等		
	圏域	1	1	宮崎縣市町村振興協会主催による事業を活用した合同調査研究するテーマ。		
	小林市	—	—			
	えびの市	—	—			
高原町	—	—				
事業符号	ア	事業名	ふるさと再生合同調査研究事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 圏域で抱える共通する諸課題等を解決するため、合同で調査・研究を実施する。						
【役割分担】 圏域市町合同で事業を実施する。小林市は、取組の企画・調整を行い、えびの市及び高原町は、事業実施に必要な連携・協力を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	2,100	420	420	420	420	420
	小林市	420	420	420	420	420
	えびの市	0	0	0	0	0
	高原町	0	0	0	0	0
特定財源						

分野	(2) 地域づくりに資する人材育成			
取組事項	①地域づくりリーダーの育成			
協定の内容	【取組内容】 圏域で開催する講演会及び講座等について、圏域で情報の共有及び発信により、受講の機会の確保、受講内容の多様化を図ることで参加しやすい環境を整え、地域のリーダーの育成に努める。 また、圏域における住民活動団体の情報交換の場を設定するなどし、交流を促進することで、住民間における圏域連携の機運の醸成を図る。			
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、研修会、講座、情報交換会等を実施する。			
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、研修会、講座、情報交換会等を実施する。			
具体的な取組	符号	事業名		
	ア	地域づくりリーダー育成事業		
	イ	市民活動団体支援事業		
【期待される効果】 圏域外の外部人材及び地元の専門的な知識者による研修会を連携又は共同して開催することで効率的な地域リーダー育成が図られるとともに、圏域内全体に協働のまちづくりに対する機運が醸成される。 圏域での市民活動の情報提供及び相談等により、市民活動支援等の内容充実が図られ、人的交流の促進により市民による「マンパワー」が期待できる。				
成果指標 (KPI)	【指標】 研修・講座等の受講者数 (単位： 人)			
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等
	合計	493	450	圏域市町担当課実績
	小林市	300	200	
	えびの市	193	200	
高原町	0	50		

事業符号	ア	事業名	地域づくりリーダー育成事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
市民活動支援センター及び各自治体が連携又は共同し、圏域外の外部人材や地元の専門的な知識者等による研修会、講座、まちづくりフォーラム等を開催する。						
【役割分担】						
各自治体は、圏域市町と連携・協力して事業を実施するとともに、情報共有と住民への周知に努める。小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	1,290	250	260	260	260	260
	小林市	150	150	150	150	150
	えびの市	100	100	100	100	100
	高原町	0	10	10	10	10
特定財源						

事業符号	イ	事業名	市民活動団体支援事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】						
市民活動支援センターを活用し、圏域内の団体や住民に情報の提供や相談会を行う。また、圏域の団体の情報交換も行う。						
【役割分担】						
各自治体は、圏域市町と連携・協力して事業を実施する。小林市は取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
	39,100	7,820	7,820	7,820	7,820	7,820
	小林市	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	えびの市	320	320	320	320	320
	高原町	0	0	0	0	0
特定財源						

分野	(3) 圏域の情報連携					
取組事項	①圏域の情報連携の推進					
協定の内容	【取組内容】 圏域でのイベント、講座、講演会等について、広報紙、SNS等で圏域に広く情報を提供することで、イベント等の活性化を図り、ひいては地域の活性化を図る。					
	【甲（小林市）の役割】 乙と連携し、圏域で開催されるイベント等の情報を共有するとともに、圏域住民へ情報提供及び参加の呼び掛けを行う。					
	【乙（えびの市、高原町）の役割】 甲と連携し、圏域で開催されるイベント等の情報を共有するとともに、圏域住民へ情報提供及び参加の呼び掛けを行う。					
具体的な取組	符号	事業名				
	ア	イベント等情報共有・提供事業				
【期待される効果】 各圏域市町で開催するイベント等について、圏域住民に広く参加を呼び掛けることで、イベント等の活性化が図られるとともに、圏域住民のイベント等への参加機会を広げることで、圏域の活性化につながる。						
成果指標 (KPI)	【指標】 イベント等の周知率 (単位: %)					
		現状値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	現状値の出所等		
	合計	—	50	周知率=周知したイベント数÷周知可能な主なイベント数×100		
	小林市	—	—			
	えびの市	—	—			
高原町	—	—				
事業符号	ア	事業名	イベント等情報共有・提供事業	実施市町	小林市、えびの市、高原町	
【事業概要】 各圏域市町で開催するイベント等について、圏域市町間で情報提供・共有し、それぞれの住民に広報紙やSNS等を通じて広く情報共有し、参加を呼び掛ける。						
【役割分担】 各圏域市町は、圏域市町と連携・協力し、それぞれの圏域市町で開催するイベント等について提供し合い、住民への情報提供と参加呼び掛けを行う。小林市は、取組の調整を行う。						
事業費 (千円)	総事業費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
		0	0	0	0	0
	小林市	0	0	0	0	0
	えびの市	0	0	0	0	0
	高原町	0	0	0	0	0
特定財源						

資料編

にしろ定住自立圏（第2次共生ビジョン策定関係）の経過

年月日	内容
平成 29 年 4 月 14 日	第 21 回幹事会
4 月 20 日	第 14 回にしろ定住自立圏推進協議会
6 月 27 日	部会長会議
7 月	第 15 回にしろ定住自立圏推進協議会
7 月 24 日	第 8 回にしろ定住自立圏共生ビジョン懇談会
7 月 24 日	第 22 回幹事会
8 月 2 日	第 23 回幹事会
8 月 18 日	第 24 回幹事会
8 月 22 日	第 16 回にしろ定住自立圏推進協議会
8 月 28 日	第 9 回にしろ定住自立圏共生ビジョン懇談会
10 月 10 日	第 25 回幹事会
11 月 8 日	第 10 回にしろ定住自立圏共生ビジョン懇談会
11 月 24 日	部会長会議
11 月 24 日	第 26 回幹事会
11 月 24 日	第 17 回にしろ定住自立圏推進協議会
12 月 15 日	小林市議会において変更協定の締結議案が可決
12 月 15 日	えびの市議会において変更協定の締結議案が可決
12 月 18 日	高原町議会において変更協定の締結議案が可決
12 月 27 日	定住自立圏形成変更協定締結
12 月 27 日	第 18 回にしろ定住自立圏推進協議会

12月27日	第27回幹事会
平成30年1月10日	関係課長会議
1月9日～2月8日	パブリック・コメントの実施
1月30日	第28回幹事会
2月14日	第11回にしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会
3月	第19回にしもろ定住自立圏推進協議会

にしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

平成24年10月26日

告示第242号

(設置)

第1条 にしもろ定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更について、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6の規定に基づきにしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、にしもろ定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更（軽微な変更の場合を除く。）に関する事項について協議を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、当該定住自立圏を構成する市町における定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年7月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年5月9日から施行する。

「にしもろ定住自立圏共生ビジョン懇談会」委員名簿

任期：平成29年7月24日～平成31年3月31日

(敬称略、順不同)

		団体名	氏名	役職等	備考
関連する分野	<ul style="list-style-type: none"> ●商工観光部会 ●農畜産部会 ●教育・文化芸術部会 ●移住・交流部会 	こばやし農業協同組合	瀬崎 博志	企画管理部長	共通
		西諸芸術文化連絡協議会	里岡 洋子	事務局	共通
		北きりしま田舎物語推進協議会	加藤 シゲ子	会長	共通
		小林市観光協会	吉留 高志	会長	小林市
		小林商工会議所	橋満 良三	総務課長	小林市
		野尻町商工会	満留 定実	事務局長	小林市
		すき商工会	平川 春義	会長	小林市
		えびの市商工会	白石 昌彦	副会長	えびの市
		えびの市観光協会	横手 周太	事務局長	えびの市
		えびの市農業協同組合	肥田木 義信	担い手支援課長	えびの市
		えびの市社会教育委員	上水 正喜	代表	えびの市
		高原町集落営農組合	新地 和廣	代表	高原町
		農村女性アドバイザー	竹之内 まち子	代表	高原町
		高原町商工会	原田 武寛	副会長	高原町
		高原町文化財保護調査委員会	石原 潤二郎	委員	高原町
高原町観光協会	原田 豊	会長	高原町		
関連する分野	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉・介護部会 ●保健・医療部会 	一般社団法人 西諸医師会	遊木 和敏	事務局長	共通
		小林市民生委員児童委員協議会	栗屋 鈴子	民生委員児童委員	小林市
		地域医療を考える会	坂口 和也	会長	小林市
		社会福祉法人 えびの市社会福祉協議会	津曲 弘志	事務局次長	えびの市
		えびの市地域子育て支援センター	玉村 敏郎	センター長	えびの市
		高原町民生委員・児童委員協議会	大迫 典子	会長	高原町
関連する分野	<ul style="list-style-type: none"> ●生活・環境部会 ●防災・安全部会 (自衛隊関係課及び広域消防含む) ●交通インフラ部会 ●地域公共交通部会 ●人材育成部会 ●住民協働部会 ●人権啓発部会 (男女共同参画関係課、消費者保護関係課を含む) ●情報連携部会 	小林市地域公共交通会議	上田 勝士	委員	小林市
		小林市市民活動支援センター	川野 隆志	職員	小林市
		小林市区長会	倉田 富夫	会長	小林市
		えびの市自治会連合会	宮久保 辰二	会長	えびの市
		NPOえびの	塩永 治子	理事長	えびの市
		高原町区長会	石崎 正彦	会長	高原町
		いきいき女性アドバイザー「たんぽぽの会」	増田 紀代子	書記	高原町

にしろ定住自立圏形成推進協議会規約

(設置)

第1条 西諸圏域において定住自立圏構想の推進を図り、魅力ある住みよい地域づくりをめざすため、小林市、えびの市及び高原町（以下「構成市町」という。）で構成するにしろ定住自立圏形成推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 定住自立圏形成協定に関すること。
- (2) 定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (3) その他定住自立圏構想の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、小林市長、えびの市長及び高原町長をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、小林市長をもって充てる。

(職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条各号に掲げる所掌事務の連絡及び調整を行う。
- 3 幹事会は、構成市町の企画担当課長及び財政担当課長で構成する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、小林市企画政策課長をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、議長となる。
- 6 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指定した者がその職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 幹事会の事務補助及び第2条各号に掲げる所掌事務について専門的に調査研究するため、幹事会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 商工観光部会
- (2) 農畜産部会
- (3) 福祉・介護部会

- (4) 保健・医療部会
 - (5) 生活・環境部会
 - (6) 教育・文化芸術部会
 - (7) 防災・安全部会
 - (8) 交通インフラ部会
 - (9) 移住・交流部会
 - (10) 地域公共交通部会
 - (11) 人材育成部会
 - (12) 住民協働部会
 - (13) 人権啓発部会
 - (14) 情報連携部会
- (部会の構成及び運営等)

第9条 部会は、前条各号に掲げる部会ごとに別表に掲げる者をもって構成し、部会長及び副部会長をそれぞれ1名ずつ互選により定めるものとする。

2 部会は、部会長が招集し、議長となる。

3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

4 部会長は、必要に応じて部会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 部会長は、必要に応じて他の部会との合同会議を開催することができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、小林市企画政策課において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年1月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年9月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年9月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

	小林市	えびの市	高原町
商工観光部会	商工観光課長、スポーツ振興課長	観光商工課長、社会教育課長	雇用創生対策監、教育総務課長
農畜産部会	農業振興課長、畜産課長	農林整備課長、畜産農政課長	農政畜産課長
福祉・介護部会	福祉課長、長寿介護課長、子育て支援課長	福祉事務所長、介護保険課長	町民福祉課長、総合保健福祉センターほほえみ館長
保健・医療部会	健康推進課長、医療介護連携対策室長	健康保険課長	総合保健福祉センターほほえみ館長
生活・環境部会	生活環境課長	市民環境課長	町民福祉課長
教育・文化芸術部会	社会教育課長	社会教育課長	教育総務課長
防災・安全部会 （自衛隊関係課及び広域消防含む）	危機管理課長	基地・防災対策課長	総務課長
交通インフラ部会	建設課長	建設課長	農村建設課長
移住・交流部会	地方創生課長	企画課長	まちづくり推進課長
地域公共交通部会	企画政策課長	企画課長	まちづくり推進課長
人材育成部会	総務課長	総務課長	総務課長
住民協働部会	企画政策課長	市民協働課長	まちづくり推進課長
人権啓発部会 （男女共同参画関係課、消費者保護関係課を含む）	人権同和対策監	総務課長、市民環境課長	総務課長、まちづくり推進課長
情報連携部会	企画政策課長	企画課長	まちづくり推進課長

にしもろ定住自立圏構想推進首長・議長会会則

(設置)

第1条 西諸圏域において、魅力ある住みよい地域づくりをめざすため、圏域における定住自立圏構想の推進及び理解を深めることを目的に「にしもろ定住自立圏構想推進首長・議長会」を設置する。

(組織)

第2条 この会は、小林市、えびの市及び高原町の首長及び議長をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 この会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、それぞれ互選によって定める。

(職務)

第4条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて開催し、会長が招集する。

2 会議の開催地は、その都度決定する。

3 会議の議長は、会長があたる。

(事務)

第6条 この会の事務は、小林市において処理する。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

附 則

この会則は、平成24年4月24日から施行する。

中心市宣言

～ 魅力ある住みよい地域づくりをめざして～

今日、我が国は急速な少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えており、宮崎県の人口も、2010年10月に実施された国勢調査では、前回調査の5年前に比べ約1.8万人減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計（2007年5月発表）によると、20年後の2030年の本県の人口は、2010年に比べ16万5千人減少し100万人を下回るとされ、年少人口は約3割減少して10.3万人に、一方老年人口は約2割増加して34.8万人となり、さらに少子高齢化が進んでいく見込みで、本市を含む二市一町からなる西諸圏域においても同様の傾向が見込まれています。

こうした人口構造の変化は、経済活動の縮小や市民総所得の減少につながり、その結果、税収の減少や財政悪化、そして、さらなる地域経済の冷え込みと一層の人口流出といった負のスパイラルに陥る危険性があります。

このような中、本市では、平成19年に「人々の知恵と融和で築くまちづくり」の基本理念のもと「霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き 元気あふれる交流都市小林市」を将来都市像とする「小林市総合計画」を策定し、現在、市民と行政が一体となって知恵を出し合い、創意工夫による「協働のまちづくり」に積極的に取り組んでいます。

また、西諸圏域では、「西諸広域行政事務組合」による消防・救急業務や葬祭センター運営、「小林・高原衛生事業事務組合」によるし尿の共同処理、あるいは介護認定審査の共同実施や防疫応援協定締結などのほか、隣県の市町も含めた「環霧島会議」による観光振興や防災応援協定締結など、幅広い分野で連携・協力して取り組んでいます。

しかし、今後、さらなる地方分権等の進展により、これまで以上に多様化する住民ニーズに対応することが求められており、そのためには、自治体間の連携をより一層強化し、地域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保し、社会的・経済的活動を活性化する取組みがますます重要となってきます。

このため、近隣自治体が様々な分野で相互に連携することで、各自治体が共存共栄しながら自立可能かつ持続可能な地域づくりを推進する定住自立圏構想は、極めて有意義な施策であると考えます。

このようなことから、小林市は、連携市町の意味を尊重しつつ、西諸圏域全体に必要な生活機能を確保し、圏域住民に積極的に各種サービスを提供することなどを通じ、『魅力ある住みよい地域づくり』を進めるために、定住自立圏構想における圏域の中心的な役割を果たす「中心市」となることをここに宣言します。

平成24年3月16日

小林市長 肥後弘弘

定住自立圏形成協定書

小林市（以下「甲」という。）とえびの市（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏形成協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な生活機能を確保し、魅力ある住みよい地域づくりを進めるため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の政策分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担は、相互の受益の程度を勘案し、甲乙

協議して定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年10月1日

甲 小林市細野300番地
小林市
小林市長 肥後 正弘

乙 えびの市大字栗下1292番地
えびの市
えびの市長 村岡 隆明

定住自立圏形成変更協定書

小林市（以下「甲」という。）とえびの市（以下「乙」という。）は、平成24年10月1日に締結した定住自立圏形成協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結し、平成30年4月1日から適用する。

原協定別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

○生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域医療体制の確保	医療従事者の確保及び在宅当番医制を維持し、災害時の医療救護に備えるなど、安心できる圏域医療体制を確保する。 また、在宅医療・介護連携の推進を図る。	日曜休日在宅当番医制に必要な経費を負担するとともに、安心できる圏域医療体制を確保するため関係機関との調整を行う。	日曜休日在宅当番医制に必要な経費を負担するとともに、安心できる圏域医療体制を確保する。
(2) 地域医療を守る体制の充実	地域医療の現状について周知を図る。	乙及び住民団体と連携して、地域住民等への啓発等に取り組むとともに、その調整を行う。	甲及び住民団体と連携して、地域住民等への啓発等に取り組む。
(3) 住民の健康増進に係る取組の推進	各種健（検）診等について、西諸医師会及び各医療機関の協力を得ながら、圏域で個別健（検）診の受診を呼び掛け、住民の健康意識の向上を図る。	乙及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組むとともに、その調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。
(4) 自殺対策の強化	相談体制及び啓発の事業連携を行い、自殺対策の強化を図る。	乙及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組むとともに、その調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。

2 福祉・介護・子育て

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムの柱となる在宅医療・介護連携を推進する。	乙及び関係機関と連携して、地域包括ケアシステムを構築する。	甲及び関係機関と連携して、地域包括ケアシステムを構築する。
(2) 高齢者・障がい者福祉の充実	障がい者相談支援業務について、利用件数が増える取組（巡回相談日を設定等）等を検討する。 また、圏域市町の高齢者部門、障がい者部門において共同で権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築について検討する。	乙及び関係機関と連携して、障がい者相談支援事業に関する事業を実施するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を調査・研究する。	甲及び関係機関と連携して、障がい者相談支援事業に関する事業を実施するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を調査・研究する。
(3) 子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センターについて、平成30年度に圏域市町での事業体制が整うことになり、市町間での連携及び広域的な取組を検討する。 また、KETサンシャインネットワークにおいて圏域市町での取組を進める。	乙と連携し、ファミリー・サポート・センター事業の対象区域の圏域への拡大に取り組むとともに、子育て支援イベント等の企画、開催及び取組の調整を行う。	甲と連携し、ファミリー・サポート・センター事業の対象区域の圏域への拡大に取り組むとともに、子育て支援イベント等の企画、開催を行う。

3 教育・文化芸術

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 生涯学習の推進	生涯学習講座を圏域市町で開催するための統一した実施方法の検討や、圏域市町で作成した生涯学習人材バンク冊子を配布し、多種多様なニーズに対応する有効な活用方法の検討などに取り組み、生涯学習の推進を図る。	乙と連携し、生涯学習講座の実施と生涯学習人材バンクの設置を推進し、生涯学習人材バンク冊子を配布し、円滑な運用と活用について取り組むとともに、その調整を行う。	甲と連携し、生涯学習講座の実施と生涯学習人材バンクの設置を推進し、生涯学習人材バンク冊子を配布し、円滑な運用と活用について取り組む。
(2) 文化芸術の振興	地域の文化財、伝統芸能等の存在及び伝承の重要性に対する理解を深めるために、その素晴らしさを知る機会の提供や保存団体等への支援、団体相互の親睦を図るため広域的に取り組む。 また、文化芸術イベント等を共同開催し、文化的な意識の高揚を図り、住民が質の高い多様な文化や芸術に親しむ機会の提供に取り組む。	乙と連携し、圏域の文化財及び文化芸術さらには関係団体への支援等広域的な普及広報に資する取組を行うとともに、その調整を行う。	甲と連携し、圏域の文化財及び文化芸術さらには関係団体への支援等広域的な普及広報に資する取組を行う。

4 農林畜産業の振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 有害鳥獣被害防止対策	有害鳥獣被害の防止は、効果的な駆除、圏域における防護柵の設置及び追い払い活動を行う。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、その調整を行う。 また、狩猟担い手の確保に向けての取組を検討する。	甲及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、狩猟担い手の確保に向けての取組を検討する。
(2) 農業の振興	西諸畑地かんがい事業の推進により、水を活用した営農の啓発を行う。	乙と連携し、西諸畑地かんがい事業の推進に取り組む。	甲と連携し、西諸畑地かんがい事業の推進に取り組む。
(3) 林業の振興	再造林対策について、補助事業の検討を行い、再造林率の向上に取り組む。	乙及び関係機関と連携し、再造林率の向上に取り組むとともに、「山村地域の持続的発展推進西諸県地区協議会」等を通じて取組の調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、再造林率の向上に取り組む。
(4) 畜産の振興	口蹄疫、鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の侵入を未然に防止するため、農場防疫、地域防疫、万一の発生に備えた迅速な防疫措置を柱として一層の連携強化を図る。 また、肉用牛振興及び酪農振興について、圏域一体となって、繁殖基盤の整備強化による地域飼養頭数の増加を目指し、更に新規種雄牛の造成、酪農ヘルパーの充実など各種施策を進めていく。	各種部会、技術員会等の定例会等での情報共有により、乙との連携強化を図り、畜産振興に資する事業を実施するとともに、取組の調整を行う。	各種部会、技術員会等の定例会等での情報共有により、甲との連携強化を図り、畜産振興に資する事業を実施する。

5 商工・観光業の振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域物産品の認知度向上の取組の推進	都市部での「にしもろマルシェ」(物産展)を開催する。	乙及び関係団体と連携し、圏域物産品のPR活動及び販売促進に資する取組を行うとともに、その調整を行う。	甲及び関係団体と連携し、圏域物産品のPR活動及び販売促進に資する取組を行う。
(2) 企業誘致の推進	企業誘致活動について、圏域市町及び宮崎県とも連携して積極的に取り組む。	乙と連携し、圏域市町連携による企業誘致の推進に取り組む。	甲と連携し、圏域市町連携による企業誘致の推進に取り組む。

(3) 広域観光の推進	<p>圏域の恵まれた観光資源を生かし、広域での観光による“稼ぐ力”の創出や、インバウンドを見据えた観光産業の活性化を推進する。</p> <p>また、圏域内外からの人の流れを戦略的に創出し、観光による地域づくりを実現するため、広域的な観光推進体制である、観光DMOの設立を目指す。</p>	<p>乙及び関係団体と連携し、広域的観光の推進、個別観光推進体制の確立及び圏域での地域連携DMO設立に向けて取り組む。</p>	<p>甲及び関係団体と連携し、広域的観光の推進、個別観光推進体制の確立及び圏域での地域連携DMO設立に向けて取り組む。</p>
(4) 体験型・滞在型観光の推進	<p>北きりしま田舎物語推進協議会の活動は、圏域内外の住民との交流を促進し、地域活性化が図られるため、今後も支援を継続する。</p> <p>また、圏域の温泉施設、宿泊施設等を生かしたスポーツ大会及び合宿等の誘致に積極的な連携により取り組む。</p>	<p>乙と連携し、グリーンツーリズム及び農家民泊を推進することにより、新たな観光地づくりに取り組むとともに、圏域市町が有するスポーツ施設等を有効活用した、大会及び合宿等の誘致に取り組む。</p>	<p>甲と連携し、グリーンツーリズム及び農家民泊を推進することにより、新たな観光地づくりに取り組むとともに、圏域市町が有するスポーツ施設等を有効活用した、大会及び合宿等の誘致に取り組む。</p>

6 防災

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 防災体制の整備	<p>圏域市町における情報収集及び情報伝達手段の確立を図る。</p> <p>また、必要資機材の検討及び災害時の輸送体制について、輸送を最小限にするための分散配置及び輸送体制の検討を行い、圏域における防災体制の整備を図る。</p>	<p>圏域市町の情報集約を行うとともに、圏域における防災の拠点となる体制整備の中核となる。</p>	<p>圏域住民へ防災及び減災の広報活動を行うとともに、相互援護体制の強化を図る。</p>

7 環境

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 一般廃棄物処理の広域化の推進	<p>小林市で行っている廃プラスチックの共同処理を継続する中で、年次的な施設・設備の調整を図る。</p>	<p>乙と連携し、廃プラスチックの共同処理及び施設・設備の調整について、検討する。</p>	<p>甲と連携し、廃プラスチックの共同処理及び施設・設備の調整について、検討する。</p>

8 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) えびの駐屯地の存続等についての活動の連携	<p>圏域市町の首長・議長を中心として、えびの駐屯地存続等の要望活動を継続する。</p>	<p>乙と連携し、駐屯地のあるえびの市を中心として、駐屯地存続のための活動を行う。</p>	<p>甲と連携し、駐屯地のあるえびの市を中心として、駐屯地存続のための活動を行う。</p>

(2) 交通安全・防犯対策の充実	交通安全・地域安全・暴力追放西諸大会を2年に1回の持ち回りで継続する。	乙及び所管警察署と連携し、交通安全、防犯への意識向上のための事業を行う。	甲及び所管警察署と連携し、交通安全、防犯への意識向上のための事業を行う。
(3) 男女共同参画社会の構築や人権啓発に関する連携	男女共同参画及び人権啓発イベントについて、圏域市町独自で開催し、圏域全体へ周知、連携を図る。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づくあらゆる暴力の防止及び被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ること、また新たに制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策として、女性相談に係る取組について、圏域で充実するための連携強化を図る。	乙と連携し、圏域市町が開催する研修会、イベント等の情報を共有する機会を設け、圏域住民がどこでも自由に参加できる取組の調整を行うとともに、えびの市の女性相談所の利用促進を図る。	甲と連携し、独自で開催する研修会、イベント等に圏域住民が多数参加するよう啓発に努めるとともに、えびの市の女性相談所の利用促進を図る。
(4) 消費者保護対策の強化	圏域市町で消費生活相談員を配置し体制の充実を図ることにより、保護対策の強化を図る。	乙と連携し、消費生活相談窓口を共同で設置し、その利用促進を図るとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、消費生活相談窓口を共同で設置し、その利用促進を図る。

別表第2（第3条関係）

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 生活路線や交通手段の確保及び強化	バス路線について、路線存続のための運行事業者への支援に加え、圏域市町連携による、利用促進のための事業の実施等により、バス利用者の拡大を図る。 また、鉄道路線について、JR吉都線の維持存続を図るため、吉都線利用促進協議会を中心に、沿線市町で連携した事業などに強力に取り組む。	乙と連携し、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行うとともに、バス利用に係る意識啓発等を行い利用の促進を図る。 また、乙及び関係市町と連携し、イベント等の実施を通じて鉄道路線の利用促進を図るとともに、観光列車の誘致に向け取り組む。	甲と連携し、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行うとともに、バス利用に係る意識啓発等を行い利用の促進を図る。 また、甲及び関係市町と連携し、イベント等の実施を通じて鉄道路線の利用促進を図るとともに、観光列車の誘致に向け取り組む。

2 道路等の交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 幹線道路等の整備促進	(えびの市・小林市) 小林・えびの間道路改良促進期成同盟会による要望活動を行い、主要幹線道路に係る道路改良工事の新規実施計画の推進を図る。 (小林市・えびの市・高原町) 広域道であり、かつ、緊急時の防災道路である「みやま霧島ロード」について、今後の方向性を検討する。	乙と連携し、圏域外とを結ぶ国道・県道等の主要幹線道路の整備促進について取り組むとともに、圏域の生活幹線道路、橋りょう等の整備を推進する。	甲と連携し、圏域外とを結ぶ国道・県道等の主要幹線道路の整備促進について取り組むとともに、圏域の生活幹線道路、橋りょう等の整備を推進する。

3 移住促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 移住定住の促進	移住定住情報の発信、空き家等情報バンク制度の充実、都市部での移住相談会への積極的な参加などの事業を実施し、圏域への移住促進という共通のスタンスで取り組むことで、移住施策の充実を図る。	乙と連携、協力して事業を実施するとともに、取組の調整を行う。	甲と連携、協力して事業を実施する。

別表第3（第3条関係）

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 宣言中心市等における人材の育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域職員の人材育成の推進	圏域職員の参加による、共通する行政課題に対する調査、研究を行い、情報共有、連携を図るとともに、市町村振興協会主催事業を活用しながら政策課題の調査、研究に取り組む。	乙と連携し、圏域で抱える行政課題等に対応した共同研究活動等に取り組むとともに、その調整を行う。	甲と連携し、圏域で抱える行政課題等に対応した共同研究活動等に取り組む。

2 地域づくりに資する人材育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 地域づくりリーダーの育成	圏域で開催する講演会及び講座等について、圏域で情報の共有及び発信により、受講の機会の確保、受講内容の多様化を図ることで参加しやすい環境を整え、地域のリーダーの育成に努める。 また、圏域における住民活動団体の情報交換の場を設定するなどし、交流を促進することで、住民間における圏域連携の機運の醸成を図る。	乙と連携し、研修会、講座、情報交換会等を実施する。	甲と連携し、研修会、講座、情報交換会等を実施する。

3 圏域の情報連携

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域の情報連携の推進	圏域でのイベント、講座、講演会等について、広報紙、SNS等で圏域に広く情報を提供することで、イベント等の活性化を図り、ひいては地域の活性化を図る。	乙と連携し、圏域で開催されるイベント等の情報を共有するとともに、圏域住民へ情報提供及び参加の呼び掛けを行う。	甲と連携し、圏域で開催されるイベント等の情報を共有するとともに、圏域住民へ情報提供及び参加の呼び掛けを行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年12月27日

甲 小林市細野300番地
小林市
小林市長 肥後 正弘

乙 えびの市大字栗下1292番地
えびの市
えびの市長 村岡 隆明

定住自立圏形成協定書

小林市（以下「甲」という。）と高原町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏形成協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な生活機能を確保し、魅力ある住みよい地域づくりを進めるため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の政策分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担は、相互の受益の程度を勘案し、甲乙

協議して定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年10月1日

甲 小林市細野300番地
小林市
小林市長 肥後 正弘

乙 西諸県郡高原町大字西麓899番地
高原町
高原町長 日高 光浩

定住自立圏形成変更協定書

小林市（以下「甲」という。）と高原町（以下「乙」という。）は、平成24年10月1日に締結した定住自立圏形成協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結し、平成30年4月1日から適用する。

原協定別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

○生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域医療体制の確保	医療従事者の確保及び在宅当番医制を維持し、災害時の医療救護に備えるなど、安心できる圏域医療体制を確保する。 また、在宅医療・介護連携の推進を図る。	日曜休日在宅当番医制に必要な経費を負担するとともに、安心できる圏域医療体制を確保するため関係機関との調整を行う。	日曜休日在宅当番医制に必要な経費を負担するとともに、安心できる圏域医療体制を確保する。
(2) 地域医療を守る体制の充実	地域医療の現状について周知を図る。	乙及び住民団体と連携して、地域住民等への啓発等に取り組むとともに、その調整を行う。	甲及び住民団体と連携して、地域住民等への啓発等に取り組む。
(3) 住民の健康増進に係る取組の推進	各種健（検）診等について、西諸医師会及び各医療機関の協力を得ながら、圏域で個別健（検）診の受診を呼び掛け、住民の健康意識の向上を図る。	乙及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組むとともに、その調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。
(4) 自殺対策の強化	相談体制及び啓発の事業連携を行い、自殺対策の強化を図る。	乙及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組むとともに、その調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、事業の充実に取り組む。

2 福祉・介護・子育て

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムの柱となる在宅医療・介護連携を推進する。	乙及び関係機関と連携して、地域包括ケアシステムを構築する。	甲及び関係機関と連携して、地域包括ケアシステムを構築する。
(2) 高齢者・障がい者福祉の充実	障がい者相談支援業務について、利用件数が増える取組（巡回相談日を設定等）等を検討する。 また、圏域市町の高齢者部門、障がい者部門において共同で権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築について検討する。	乙及び関係機関と連携して、障がい者相談支援事業に関する事業を実施するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を調査・研究する。	甲及び関係機関と連携して、障がい者相談支援事業に関する事業を実施するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を調査・研究する。
(3) 子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センターについて、平成30年度に圏域市町での事業体制が整うことになり、市町間での連携及び広域的な取組を検討する。 また、KETサンシャインネットワークにおいて圏域市町での取組を進める。	乙と連携し、ファミリー・サポート・センター事業の対象区域の圏域への拡大に取り組むとともに、子育て支援イベント等の企画、開催及び取組の調整を行う。	甲と連携し、ファミリー・サポート・センター事業の対象区域の圏域への拡大に取り組むとともに、子育て支援イベント等の企画、開催を行う。

3 教育・文化芸術

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 生涯学習の推進	生涯学習講座を圏域市町で開催するための統一した実施方法の検討や、圏域市町で作成した生涯学習人材バンク冊子を配布し、多種多様なニーズに対応する有効な活用方法の検討などに取り組み、生涯学習の推進を図る。	乙と連携し、生涯学習講座の実施と生涯学習人材バンクの設置を推進し、生涯学習人材バンク冊子を配布し、円滑な運用と活用について取り組むとともに、その調整を行う。	甲と連携し、生涯学習講座の実施と生涯学習人材バンクの設置を推進し、生涯学習人材バンク冊子を配布し、円滑な運用と活用について取り組む。
(2) 文化芸術の振興	地域の文化財、伝統芸能等の存在及び伝承の重要性に対する理解を深めるために、その素晴らしさを知る機会の提供や保存団体等への支援、団体相互の親睦を図るため広域的に取り組む。 また、文化芸術イベント等を共同開催し、文化的な意識の高揚を図り、住民が質の高い多様な文化や芸術に親しむ機会の提供に取り組む。	乙と連携し、圏域の文化財及び文化芸術さらには関係団体への支援等広域的な普及広報に資する取組を行うとともに、その調整を行う。	甲と連携し、圏域の文化財及び文化芸術さらには関係団体への支援等広域的な普及広報に資する取組を行う。

4 農林畜産業の振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 有害鳥獣被害防止対策	有害鳥獣被害の防止は、効果的な駆除、圏域における防護柵の設置及び追い払い活動を行う。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、その調整を行う。 また、狩猟担い手の確保に向けての取組を検討する。	甲及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、狩猟担い手の確保に向けての取組を検討する。
(2) 農業の振興	西諸畑地かんがい事業の推進により、水を活用した営農の啓発を行う。	乙と連携し、西諸畑地かんがい事業の推進に取り組む。	甲と連携し、西諸畑地かんがい事業の推進に取り組む。
(3) 林業の振興	再造林対策について、補助事業の検討を行い、再造林率の向上に取り組む。	乙及び関係機関と連携し、再造林率の向上に取り組むとともに、「山村地域の持続的発展推進西諸県地区協議会」等を通じて取組の調整を行う。	甲及び関係機関と連携し、再造林率の向上に取り組む。
(4) 畜産の振興	口蹄疫、鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の侵入を未然に防止するため、農場防疫、地域防疫、万一の発生に備えた迅速な防疫措置を柱として一層の連携強化を図る。 また、肉用牛振興及び酪農振興について、圏域一体となって、繁殖基盤の整備強化による地域飼養頭数の増加を目指し、更に新規種雄牛の造成、酪農ヘルパーの充実など各種施策を進めていく。	各種部会、技術員会等の定例会等での情報共有により、乙との連携強化を図り、畜産振興に資する事業を実施するとともに、取組の調整を行う。	各種部会、技術員会等の定例会等での情報共有により、甲との連携強化を図り、畜産振興に資する事業を実施する。

5 商工・観光業の振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域物産品の認知度向上の取組の推進	都市部での「にしもろマルシェ」(物産展)を開催する。	乙及び関係団体と連携し、圏域物産品のPR活動及び販売促進に資する取組を行うとともに、その調整を行う。	甲及び関係団体と連携し、圏域物産品のPR活動及び販売促進に資する取組を行う。
(2) 企業誘致の推進	企業誘致活動について、圏域市町及び宮崎県とも連携して積極的に取り組む。	乙と連携し、圏域市町連携による企業誘致の推進に取り組む。	甲と連携し、圏域市町連携による企業誘致の推進に取り組む。

(3) 広域観光の推進	<p>圏域の恵まれた観光資源を生かし、広域での観光による“稼ぐ力”の創出や、インバウンドを見据えた観光産業の活性化を推進する。</p> <p>また、圏域内外からの人の流れを戦略的に創出し、観光による地域づくりを実現するため、広域的な観光推進体制である、観光DMOの設立を目指す。</p>	<p>乙及び関係団体と連携し、広域的観光の推進、個別観光推進体制の確立及び圏域での地域連携DMO設立に向けて取り組む。</p>	<p>甲及び関係団体と連携し、広域的観光の推進、個別観光推進体制の確立及び圏域での地域連携DMO設立に向けて取り組む。</p>
(4) 体験型・滞在型観光の推進	<p>北きりしま田舎物語推進協議会の活動は、圏域内外の住民との交流を促進し、地域活性化が図られるため、今後も支援を継続する。</p> <p>また、圏域の温泉施設、宿泊施設等を生かしたスポーツ大会及び合宿等の誘致に積極的な連携により取り組む。</p>	<p>乙と連携し、グリーンツーリズム及び農家民泊を推進することにより、新たな観光地づくりに取り組むとともに、圏域市町が有するスポーツ施設等を有効活用した、大会及び合宿等の誘致に取り組む。</p>	<p>甲と連携し、グリーンツーリズム及び農家民泊を推進することにより、新たな観光地づくりに取り組むとともに、圏域市町が有するスポーツ施設等を有効活用した、大会及び合宿等の誘致に取り組む。</p>

6 防災

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 防災体制の整備	<p>圏域市町における情報収集及び情報伝達手段の確立を図る。</p> <p>また、必要資機材の検討及び災害時の輸送体制について、輸送を最小限にするための分散配置及び輸送体制の検討を行い、圏域における防災体制の整備を図る。</p>	<p>圏域市町の情報集約を行うとともに、圏域における防災の拠点となる体制整備の中核となる。</p>	<p>圏域住民へ防災及び減災の広報活動を行うとともに、相互援護体制の強化を図る。</p>

7 環境

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 一般廃棄物処理の広域化の推進	<p>小林市で行っている廃プラスチックの共同処理を継続する中で、年次的な施設・設備の調整を図る。</p>	<p>乙と連携し、廃プラスチックの共同処理及び施設・設備の調整について、検討する。</p>	<p>甲と連携し、廃プラスチックの共同処理及び施設・設備の調整について、検討する。</p>

8 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) えびの駐屯地の存続等についての活動の連携	<p>圏域市町の首長・議長を中心として、えびの駐屯地存続等の要望活動を継続する。</p>	<p>乙と連携し、駐屯地のあるえびの市を中心として、駐屯地存続のための活動を行う。</p>	<p>甲と連携し、駐屯地のあるえびの市を中心として、駐屯地存続のための活動を行う。</p>

(2) 交通安全・防犯対策の充実	交通安全・地域安全・暴力追放西諸大会を2年に1回の持ち回りで継続する。	乙及び所管警察署と連携し、交通安全、防犯への意識向上のための事業を行う。	甲及び所管警察署と連携し、交通安全、防犯への意識向上のための事業を行う。
(3) 男女共同参画社会の構築や人権啓発に関する連携	男女共同参画及び人権啓発イベントについて、圏域市町独自で開催し、圏域全体へ周知、連携を図る。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づくあらゆる暴力の防止及び被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ること、また新たに制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策として、女性相談に係る取組について、圏域で充実するための連携強化を図る。	乙と連携し、圏域市町が開催する研修会、イベント等の情報を共有する機会を設け、圏域住民がどこでも自由に参加できる取組の調整を行うとともに、えびの市の女性相談所の利用促進を図る。	甲と連携し、独自で開催する研修会、イベント等に圏域住民が多数参加するよう啓発に努めるとともに、えびの市の女性相談所の利用促進を図る。
(4) 消費者保護対策の強化	圏域市町で消費生活相談員を配置し体制の充実を図ることにより、保護対策の強化を図る。	乙と連携し、消費生活相談窓口を共同で設置し、その利用促進を図るとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、消費生活相談窓口を共同で設置し、その利用促進を図る。

別表第2（第3条関係）

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 生活路線や交通手段の確保及び強化	バス路線について、路線存続のための運行事業者への支援に加え、圏域市町連携による、利用促進のための事業の実施等により、バス利用者の拡大を図る。 また、鉄道路線について、JR吉都線の維持存続を図るため、吉都線利用促進協議会を中心に、沿線市町で連携した事業などに強力に取り組む。	乙と連携し、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行うとともに、バス利用に係る意識啓発等を行い利用の促進を図る。 また、乙及び関係市町と連携し、イベント等の実施を通じて鉄道路線の利用促進を図るとともに、観光列車の誘致に向け取り組む。	甲と連携し、生活バス路線の維持に向け、事業者に対する運行経費の助成等必要な支援を行うとともに、バス利用に係る意識啓発等を行い利用の促進を図る。 また、甲及び関係市町と連携し、イベント等の実施を通じて鉄道路線の利用促進を図るとともに、観光列車の誘致に向け取り組む。

2 道路等の交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 幹線道路等の整備促進	(高原町・小林市) 小林市の川無・後谷線及び東麓・石瀬戸線、高原町の上平・高原駅線について事業促進を図る。新規路線の計画について、今後の社会情勢等を注視しながら検討する。 (小林市・えびの市・高原町) 広域道であり、かつ、緊急時の防災道路である「みやま霧島ロード」について、今後の方向性を検討する。	乙と連携し、圏域外とを結ぶ国道・県道等の主要幹線道路の整備促進について取り組むとともに、圏域の生活幹線道路、橋りょう等の整備を推進する。	甲と連携し、圏域外とを結ぶ国道・県道等の主要幹線道路の整備促進について取り組むとともに、圏域の生活幹線道路、橋りょう等の整備を推進する。

3 移住促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 移住定住の促進	移住定住情報の発信、空き家等情報バンク制度の充実、都市部での移住相談会への積極的な参加などの事業を実施し、圏域への移住促進という共通のスタンスで取り組むことで、移住施策の充実を図る。	乙と連携、協力して事業を実施するとともに、取組の調整を行う。	甲と連携、協力して事業を実施する。

別表第3（第3条関係）

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 宣言中心市等における人材の育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域職員の人材育成の推進	圏域職員の参加による、共通する行政課題に対する調査、研究を行い、情報共有、連携を図るとともに、市町村振興協会主催事業を活用しながら政策課題の調査、研究に取り組む。	乙と連携し、圏域で抱える行政課題等に対応した共同研究活動等に取り組むとともに、その調整を行う。	甲と連携し、圏域で抱える行政課題等に対応した共同研究活動等に取り組む。

2 地域づくりに資する人材育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 地域づくりリーダーの育成	圏域で開催する講演会及び講座等について、圏域で情報の共有及び発信により、受講の機会の確保、受講内容の多様化を図ることで参加しやすい環境を整え、地域のリーダーの育成に努める。 また、圏域における住民活動団体の情報交換の場を設定するなどし、交流を促進することで、住民間における圏域連携の機運の醸成を図る。	乙と連携し、研修会、講座、情報交換会等を実施する。	甲と連携し、研修会、講座、情報交換会等を実施する。

3 圏域の情報連携

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域の情報連携の推進	圏域でのイベント、講座、講演会等について、広報紙、SNS等で圏域に広く情報を提供することで、イベント等の活性化を図り、ひいては地域の活性化を図る。	乙と連携し、圏域で開催されるイベント等の情報を共有するとともに、圏域住民へ情報提供及び参加の呼び掛けを行う。	甲と連携し、圏域で開催されるイベント等の情報を共有するとともに、圏域住民へ情報提供及び参加の呼び掛けを行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年12月27日

甲 小林市細野300番地
小林市
小林市長 肥後 正弘

乙 西諸県郡高原町大字西麓899番地
高原町
高原町長 高妻 経信

にしろ定住自立圏共生ビジョン

平成30年3月発行

発行 小林市

〒886-8501

小林市細野300番地

編集 小林市 企画政策課

